# 神奈川県西部広域消防運営計画(案)

平成 24 年 5 月

神奈川県西部消防広域化協議会

## 目 次

第1章 検討の背景						
1 県西地域の消防の現状						
(1) 人口推移	•		•	-		1
(2) 活動内容	•		•	•		2
(3) 予防体制			•	•		4
2 検討の体制・経過						
(1) 検討体制			•	•		4
(2) 検討経過	•	•	•	٠	•	5
第2章 広域化で期待される効果						
1 出動体制の強化						
(1) 現場到着時間の短縮			•	•		6
(2) 初動体制の強化			•	•		6
2 体制の高度化						
(1) 高度な部隊の配置、高機能な車両及び資機材の	)整備 •		•	•		7
(2) 救急救命士の計画的養成			•	•		7
(3) 予防要員の専門化・高度化			•	•		8
(4) 指揮隊の配置						8
(5) 大規模災害への対応力強化				•		8
3 財政負担の削減						
(1) 重複投資の回避			•	•		8
(2) 職員数の削減	-	•	•	•	•	8
第3章 広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項	į					
1 基本的事項						
(1) 広域化参画市町			•	•		9
(2) 広域化対象事務			•	•		9
(3) 広域化の方式			•	•		9
(4) 意見調整組織			•	•		10
(5) 広域化の実施時期			•	•		11
(6) 消防本部の位置及び名称	•			•		11
(7) 消防署所の位置	•		•	•		12
(8) 消防署所の名称	•		•	•		14
2 組織						
(1) 消防本部及び署所の機構	•	•	•	•		14
(2) 消防本部及び署の事務分掌	•		•	•		16
(3) 権限	•			•		16
(4) 署所の管轄区域	•		•	•		16
(5) 部隊配置及び資機材配置	•					20
(6) 部隊運用		•	•			21
(7) 定員配置		•	•			21
3 人事						
(1) 職員の任用	•		•	-		23

(3) 管理監督者の配置 (4) 階級設定	ļ	•		00
(4) 階級設定				26
\ ' / 『日 <b>(7人 ) 入人</b>		•	•	28
(5) 人事異動	ı			29
(6) 給料			•	29
(7) 諸手当(退職手当を除く)	ı	•		30
(8) 退職手当	ı	•		31
(9) 福利厚生	ı	•		33
(10) 被服等貸与品	ı	•		33
4 施設				
(1) 消防指令センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı	•		34
(2) 消防救急無線デジタル化(活動波)	ı	•		36
(3) 消防水利	ı			37
5 財産・債務				
(1) 財産	ı	•		38
(2) 債務	ı			40
6 経費負担				
(1) 財源の確保	ı			40
(2) 初期投資経費の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı			41
(3) 初期投資経費の負担方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı	•		42
(4) デジタル化経費の負担方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı			43
(5) 事務委託に係る経費の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı			43
(6) 委託料の負担方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı			44
(7) 負担金の負担方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı	•		45
(8) 退職手当の負担方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı			46
7 その他				
(1) 補助金等	ı	•		47
(2) 手数料等	ı	•		48
(3) 慣行等			•	49
第4章 各団体との連携確保に関する事項 1 消防団				
(1) 消防団との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı			50
2 関係団体				
(1) 関係団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı			51
3 防災・国民保護担当部局				
(1) 防災・国民保護担当部局との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı			52



#### 第1章 検討の背景

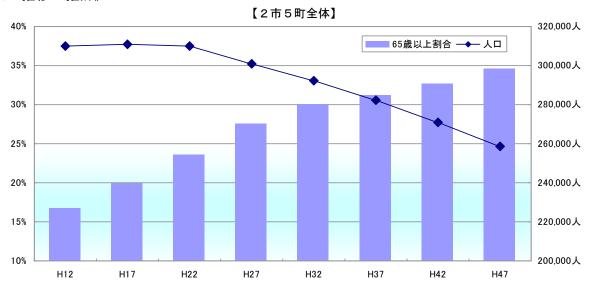
#### 1 県西地域の消防の現状

#### (1) 人口推移

わが国の総人口は、平成20年(2008年)以降一貫して減少している。いわゆる人口減少社会の到来である。県西地域の小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町(以下、「2市5町」という。)については、一部の町において増加が見られるものの、全体としては、国に先駆けること10年以上も早い平成7年(1995年)以降減少が続いているほか、少子高齢化についても同時に急速に進んでおり平成22年における2市5町の老年人口(65歳以上)の割合については、神奈川県平均を上回っている状況である。

こうした人口減少及び少子高齢化による年齢構成の変化は、生産年齢人口の減少による市町村の財政基盤の脆弱化や、高齢者の増加による救急出動件数の増大など、消防行政の運営にも大きな影響を もたらすことが予測される。

#### 《人口推移·推計》



(出典:国勢調査、国立社会保障人口問題研究所)

(単位:人) H7 年 H22 年 H32 年 H42 年 H47 年 H22/H7 H47/H22 市町名 (2010)(2030)(1995)(2020)(2035)増減率 増減率 198, 327 185, 653 171, 276 162, 964 △17.8% 小田原市 200, 103 △0.9% 南足柄市 43, 596 44,020 41, 525 38, 196 36, 297 1.0% △17.5% 中井町 10, 398 10,010 9,499 8,632 8,096 △3.7% △19.1% 大井町 15.599 17.972 18.823 18.935 18.838 15.2% 4.8% 13, 270 11,676 10,606 9, 179 8, 432 △12.0% △27.8% 松田町 山北町 14, 340 11, 764 10,076 8, 393 7, 543 △18.0% △35.9% 12,698 16, 369 16, 269 16, 338 28.9% △0.6% 開成町 16, 268 2市5町計 310,004 310, 138 292, 451 270, 949 258, 438 0.04% △16.7% 神奈川県 8, 245, 900 9, 048, 331 8, 992, 970 8, 736, 777 9.7% 8, 525, 081 △5.8%

(出典:国勢調査、国立社会保障人口問題研究所)



#### 《老年人口割合推移・推計》

(単位:%)

市町名	H12 年 (2000)	H22 年 (2010)	H32 年 (2020)	H42 年 (2030)	H47 年 (2035)
小田原市	16. 7	23. 5	29. 5	32. 3	34. 4
南足柄市	16. 0	24. 2	31. 1	33.3	35. 0
中井町	14. 7	24. 4	35. 1	38. 1	40. 3
大井町	13. 3	19. 8	25. 5	26. 3	28. 1
松田町	18. 1	26. 7	33. 5	36.7	38. 9
山北町	21. 4	28. 3	38. 2	42. 8	44. 1
開成町	15. 9	21. 5	28. 1	30.8	33. 5
2市5町計	16. 6	23. 6	30. 0	32. 6	34. 6
神奈川県	13. 8	20. 2	26. 2	29. 1	31.9

(出典:国勢調査、国立社会保障人口問題研究所)

#### 《消防費決算額の推移》

(単位:千円)

年度 市町名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
小田原市	2, 033, 326	1, 957, 449	2, 257, 399	2, 122, 049	2, 084, 547	2, 185, 079	2, 100, 225	2, 315, 154	2, 009, 915	2, 117, 589
足柄消防 組 合	1, 558, 291	1, 648, 562	1, 665, 380	1, 705, 853	1, 689, 822	1, 657, 427	1, 725, 406	1, 765, 406	1, 887, 647	1, 847, 413

#### (2)活動内容

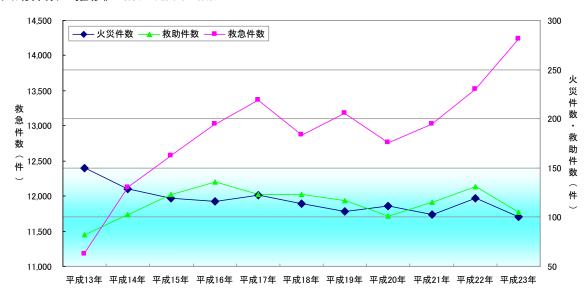
前述の人口減少及び少子高齢化の進行のほか、住環境を始めとした人々の生活様式の変化、 住民ニーズの多様化及び災害の大規模化など、消防を取り巻く環境は大きく変容を遂げており、 消防の活動内容にもその影響が及んでいるところである。

2市5町においても、救急活動の現場では、前述の高齢者の増加による出動件数の増加のほか、救急救命士の処置範囲の拡大に伴いより高度な医療行為を実施するようになったことから、 メディカルコントロール体制の充実等による質の確保及び向上が強く求められているなど、業務量の増大のみならず内容も極めて高度化している。

また、消火及び救助活動においては、出動件数に大きな変化は見られないものの、平成23年3月に発生した東日本大震災への<u>緊急消防援助隊</u>の応援派遣等による活動範囲の拡大のほか、建築物の高層化、大規模化、さらには大型ショッピングセンターや宿泊施設等の大規模集客施設の増加等により、こうした施設の火災時等における消火及び救助活動や災害時要援護者の避難対応等へも対処が必要となるなど、都市構造の高度化に伴う災害実態の変化にも十分に対応し得る高機能な車両を始めとした高度な資機材の整備や、高い専門性を有した部隊の配置等が求められている。

- \*メディカルコントロール体制: 救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士等が医行為を実施する場合、当該医行為を医師が 指示又は指導・助言及び検証してそれらの医行為の質を保障する体制。
- \*緊急消防援助隊:大規模災害等において都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、人命救助活動等を効果的かつ迅速に行えるよう、あらかじめ 全国の消防機関が登録した部隊で編成された消防の応援部隊。

### 《出動件数の推移》\*各表とも暦年中の件数



【火災件数】 (単位:件)

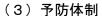
													1
Ħ	ī BŢ	名	H13 年	H14 年	H15 年	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年
小	田原	市	77	63	76	78	73	69	69	69	72	82	62
南	足杯	市	23	22	13	11	13	17	9	13	9	8	12
中	井	町	8	8	4	3	8	8	2	4	1	5	3
大	井	町	17	4	4	8	4	2	7	3	6	5	5
松	田	町	6	7	7	4	7	5	8	3	5	3	5
山	北	町	6	7	5	5	4	5	1	6	4	6	3
開	成	町	3	8	2	3	5	4	3	4	4	5	4
(東	名高速	道路)	10	10	8	4	8	4	7	9	2	5	6
合		計	150	129	119	116	122	114	106	111	103	119	100

【救急件数】 (単位:件)

4	<b>5 町</b> :	名	H13 年	H14 年	H15 年	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年
小	田原	市	7, 896	8, 653	8, 945	9, 228	9, 491	8, 994	9, 223	8, 892	9, 106	9, 356	9, 926
南	足柄	市	1, 140	1, 183	1, 267	1, 322	1, 368	1, 416	1, 411	1, 359	1, 317	1, 542	1, 614
中	井	町	358	354	411	459	425	399	423	398	417	405	407
大	井	町	443	510	511	497	548	495	568	536	526	566	620
松	田	町	511	509	525	513	518	566	553	579	603	590	561
山	北	町	457	449	488	469	489	502	486	480	489	498	493
開	成	町	312	360	357	465	455	443	455	461	494	481	529
(東:	名高速道	道路)	54	100	71	74	70	59	63	54	77	78	91
合		計	11, 171	12, 118	12, 575	13, 027	13, 364	12, 874	13, 182	12, 759	13, 029	13, 516	14, 241

【救助件数(火災は除く)】 (単位:件)

Ħ	<b>元 町</b>	名	H13 年	H14 年	H15 年	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年
小	田原	규	51	62	56	62	64	61	65	58	61	58	49
南	足柄	市	4	2	4	9	11	14	9	7	10	12	5
中	井	町	4	2	6	4	1	4	2	3	3	4	3
大	井	町	2	4	11	10	3	7	3	4	3	7	7
松	田	町	4	5	6	7	8	8	6	10	9	9	7
山	北	町	9	8	20	22	21	19	19	12	16	21	20
開	成	町	1	1	4	8	4	3	2	1	5	7	5
(東	名高速证	道路)	7	19	16	14	11	7	11	6	8	13	9
合		計	82	103	123	136	123	123	117	101	115	131	105



ひとたび災害が発生した際には、被害を最小限に止めるために全力をもって対処することが 消防に課せられた責務であることは言うまでもない。しかしながら、現実的には、全ての災害 に対し万全の体制をもって対処することは極めて困難であると言わざるを得ない。

こうしたことから、一般家庭への住宅用火災警報器の設置が義務化されたことなどを含め、防火対象物等への立入検査の実施率向上等、災害を未然に防ぐための取り組みが重要視されているが、財政上の制約から必ずしも満足のいく予防体制が構築できているとは言い難い状況である。

#### 《立入検査実施状況》

【防火対象物】 (単位:件)

下り ノインコット	73 4											· · · · · ·
市町名	年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	防火対象物数	5, 965	6, 001	6, 052	6, 108	6, 169	6, 223	6, 271	6, 319	6, 272	5, 933	6, 157
小田原市	立入検査数	428	499	615	549	818	928	901	515	569	308	492
	実 施 率	7. 2%	8. 3%	10. 2%	9.0%	13. 3%	14. 9%	14.4%	8. 2%	9. 1%	5. 2%	8.0%
口杆沙叶	防火対象物数	2, 782	2, 802	2, 887	2, 974	3, 022	3, 016	2, 962	3, 085	3, 250	3, 106	3, 136
足柄消防	立入検査数	81	67	121	99	62	72	54	53	136	66	38
組合	実 施 率	2. 9%	2. 4%	4. 2%	3.3%	2. 1%	2. 4%	1.8%	1. 7%	4. 2%	2. 1%	1. 2%

【危険物施設】 (単位:件)

市町名	年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	危険物施設数	819	808	709	753	728	715	694	662	643	608	603
小田原市	立入検査数	226	433	381	326	223	357	288	230	331	203	201
	実 施 率	27.6%	53.6%	53. 7%	43.3%	30. 6%	49.9%	41.5%	34. 7%	51.5%	33. 4%	33. 3%
口井沙叶	危険物施設数	558	559	547	538	511	512	508	481	474	443	434
足柄消防	立入検査数	90	30	20	50	10	54	10	15	45	76	42
組合	実 施 率	16. 1%	5. 4%	3. 7%	9.3%	2. 0%	10.5%	2. 0%	3. 1%	9.5%	17. 2%	9. 7%

#### 2 検討の体制・経過

#### (1) 検討体制

県西地域における消防の広域化を推進するにあたり、2市5町(設立時点では真鶴町を含む2市6町)では、地方自治法の規定に基づかない任意の協議会「神奈川県西部消防広域化協議会」を設置し、市町間の協議及び広域消防運営計画の策定作業等を行った。

#### 《協議会の概要》

設置目的	県西地域におけ	る、消防の広域化の実現に向けた「広域消防運営計画」の策定等、具体の作業を推
改直日的	進することを目的	」とする。
	小田原市、南足杯	市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、(真鶴町)
参画市町		、「湯河原町への事務委託廃止に係る協議に一定の時間を要する」との理由により、平成 24 年
	度末までの広域化実	R施については参画を見送るとの意思を表明したことから、平成 24 年 3 月 31 日をもって退会。
設置年月日	平成 23 年 9 月 22	日
ナル市政	広域消防運営計	一画の策定に関すること、消防力の将来ビジョンの作成に関すること、住民議会等へ
主な事務	の情報提供に関す	ること、委託料の算出に関すること、各市町との個別協議に関すること
	首長会議	【構成員】協議会参画市町長 【オブザーバー】各消防本部消防長、県職員等
		【所掌事務】協議会における全ての協議事項に係る審議、決定
	関係課長会議	【構成員】参画市町の関係所管(企画、防災等)課長、各消防本部の関係課長、
		協議会事務局長 【オブザーバー】県職員等
組織構成		【所掌事務】検討状況に基づく意見交換、事務局への意見提案など
	事務局	【構成員】小田原市企画部副部長(事務局長)、小田原市副消防長及び企画政策課長
		(副局長)、小田原市企画政策課及び消防総務課職員(事務局員)
		【事務所の位置】小田原市企画政策課広域政策係内
		【所掌事務】協議会の運営、広域消防運営計画(案)の策定など

#### (2) 検討経過

#### 平成19年3月

#### 県西地域広域市町村圏協議会に広域消防検討分科会を設置し調査、研究を開始。

【参画市町(2市8町)】

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 【主な調査、研究内容】

- 県西地域の各消防本部の現状分析
- ・一般的な消防の広域化のメリット、デメリット ほか



平成22年3月 「市町村の消防の広域化」に係る研究報告書(広域消防グランドデザイン)を作成、協議会に報告

#### 平成22年4月

### 神奈川県西部広域行政協議会に消防広域化検討部会を設置し、広域化に係る主な事項について検討を実施。

【参画市町(2市8町)】

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 【主な検討内容】

- ・広域化した場合の「広域化の方式」、「消防本部の名称」、「給与調整」等の重要項目の取扱いの方向性
- ・広域化による財政効果の把握 ほか



平成23年2月 消防広域化検討結果報告書を作成、協議会に報告

#### 平成23年8月

これまでの検討結果を踏まえ、消防の広域化に向けた具体の協議への参画是非について、各市町が判断。



小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町の2市6町が参画意思を表明

#### 平成23年9月

#### 神奈川県西部消防広域化協議会を設立し、広域化に係る具体の協議を実施。

【参画市町(2市6町)】

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町

#### 【主な協議内容】

- ・広域化実施に向けた各事項の市町間調整
- ・中長期財政シミュレーションの実施
- ・広域消防運営計画の策定 ほか

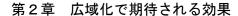


平成24年1月

平成24年度末までに2市6町により消防の広域化を実施する旨、首長間合意が成立。

平成24年3月

真鶴町を除く2市5町で予定どおり実施する旨、首長間で確認。



#### 1 出動体制の強化

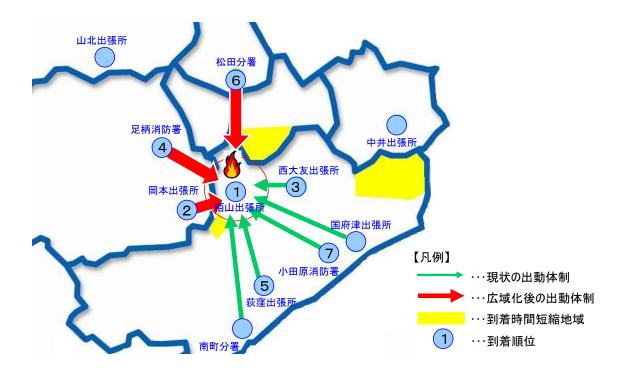
#### (1) 現場到着時間の短縮

消防の広域化により、これまでの管轄区域にとらわれず、行政区域を超えた消防活動が可能となることから、災害地点(地区)に最も近い署所からの出動を原則として出動区域の見直しを行うことで現場到着時間の短縮が図られる。

また、広域化後は、通信指令センターが全ての車両を車両動態位置管理装置(GPS受信機能)で管理することで、救急要請に対して、走行中でも災害発生現場に一番近くの車両を選択して出動させることが可能となることから、現場到着時間の短縮が期待できる。

#### 《栢山出張所管内で建物火災が発生した場合のイメージ》

※災害現場に近い署所から出動することで到着時間が短縮する。



想定される最短距離と所要時間

現 状									
到着順位	第1出動署	所	最短距離 (km)	所要時間					
2 着	西大友分	署	4.1	7.0					
3着	北 分	署	6.9	11.8					
4 着	小田原本	署	7.3	12.5					
5着	東 分	署	8.2	14.1					



	広域化時									
到着順位	第1出動署所	最短距離 (km)	所要時間							
2着	岡本出張所	3.5	6.0							
3 着	西大友出張所	4.1	7.0							
4 着	足柄消防署	4.5	7.7							
5 着	荻窪出張所	6.9	11.8							
6着	松田分署	7.1	12.2							
7着	小田原消防署	7.3	12.5							

#### (2) 初動体制の強化

災害活動においては、初期の段階でいかに迅速に多くの消防力(人員・車両)を投入できる かが被害の軽減に非常に大きく影響する。

消防の広域化により、初動体制(第1出動)における出動部隊数が増加することで、消防対応力が大きく強化される。

広域化の効果を最も受ける岡本出張所出動区域を例に取ると、第1出動部隊数が増加することで対応力が強化されることに加え、小田原市内の3署所が現状よりも早く現場到着することにより火災等の拡大を防ぎ、被害を最小限に抑えることが可能となる。

#### 《岡本出張所出動区域内で建物火災が発生した場合のイメージ》



想定される最短距離と所要時間

	現 状		
到着順位	第1出動署所	最短距離 (km)	所要時間
2 着	足柄消防本署	3.5	6.0
3着	松田分署	7.9	13.5



※消防署所の所在地は、当該署所の出動範囲の中心となること から、署所間距離を効果数値とした。 ※署所の名称は仮称。

#### 最短距離 所要時間 到着順位 第1出動署所 (km) (分) 足柄消防署 3.5 6.0 6.0 2着 3.5 栢山出張所 4着 西大友出張所 5.9 10.1 5着 11.3 荻窪 出張所 6.6 6着 田分 7.9 13.5 7着 小田原消防署 8.3 14.2

広域化時

#### 2 体制の高度化

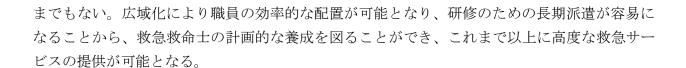
#### (1) 高度な部隊の配置、高機能な車両及び資機材の整備

広域化後3隊となる特別救助隊のうち、1隊を人命救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員と、高度救助用器具等を装備した救助工作車1台で編成される『高度救助隊』とすることで、これまで対応が困難であった災害に対しての対応力向上が期待できる。

また、合理化により生ずる財政的効果を活用して、特殊車両や高機能な資機材の整備が図られるほか、高機能消防指令センター等、施設機能の高度化が可能となることから消防力の向上が期待できる。

### (2) 救急救命士の計画的養成

救命率向上を図る上で、救急救命士の必要性は一層高まっている。年々、救急出動件数が増加傾向にある現状に鑑みれば、救急救命士の数を一層充実させていくことが必要なことは言う



#### (3) 予防要員の専門化・高度化

現在、防火対象物や危険物施設に対する立入検査の実施率は低く、不備・欠陥等を改善させるための指導が必ずしも行き届いていないことが、火災の発生を未然に防ぎ被害を最小限に止めるという予防行政上の観点から大きな課題となっている。広域化により生ずる消防本部の余剰人員を活用し予防業務の強化を図ることにより、立入検査の実施率が向上し法令違反の改善が可能となる。

#### (4) 指揮隊の配置

広域化により各地区に指揮隊を配置することで、これまで個別活動していた部隊及び地域の 消防団等を統括し、災害現場において高度な情報収集・判断の下、組織的で厳格な指揮を行う ことで、現場活動上の安全管理の確保及び円滑・効果的な消防活動の遂行が可能となり、消防 力の強化が図られる。

#### (5) 大規模災害への対応力強化

大規模災害の発生時における近隣市町及び各消防本部との連携はもとより、自衛隊・警察等との災害時における連絡調整窓口が広域化により一本化されることで、被害状況等の情報がいち早く共有化でき、被害の大きな地域への対応を迅速に行うことが可能となる。

#### 3 財政負担の削減

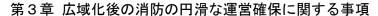
#### (1) 重複投資の回避

消防活動を行う上で必要となる、指令装置、無線設備、特殊車両等の各種資機材については、 現状、消防本部ごとに整備及び保有をしていることから、県西地域全体としては、重複投資と なっている部分もある。

広域化によって消防本部が統合されることで、こうした重複投資が回避されることになる。 特に、平成28年5月までのデジタル化対応を求められている消防救急無線の改修については、 多大な財政負担を伴う見込みであるが、この部分についても広域化により大幅な財政負担の削 減が可能である。

#### (2) 職員数の削減

消防の広域化により、消防本部機能のうち総務、指令部門については、大幅な人員削減が可能となる。この削減数のうち、現場対応力の強化を図るために相応の人数を署所に配置してもなお、現状と比較し一定の人員減が見込まれることから人件費の削減が期待される。



- 1 基本的事項
- (1) 広域化参画市町
  - 1 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の2市5町により、消 防の広域化を実施する。

#### (2) 広域化対象事務

1 広域化の対象事務は、原則として消防団及び消防に必要な水利施設に係る事務を除く全ての消防事務とする。

消防の広域化の対象事務については、広域化実施により消防本部が統合されることから、原則として、広域化前の各消防本部が行っていた全ての消防事務を対象とすることが事務効率等、 広域化の効果の最大化、また円滑な広域化への移行を図る観点から望ましいと言える。

ただし、消防事務のうち消防団事務については、消防団が各市町に密着し多様な活動を行っている実態を踏まえるとともに、消防組織法及び「市町村の消防の広域化に関する基本指針」においても消防団事務は、広域化の対象に含む必要はないとされていることから、当該事務については、広域化の対象外とするものである。また、消防に必要な消火栓及び防火水槽等の水利施設についても、これまで、消防本部以外の設置者等(各市町の関係課等)により適正な維持管理が実施されている現状を踏まえるとともに、広域化対象事務とした場合には、新たに維持管理に係る人員が必要となること等も勘案し、広域化の対象外とすることとした。

#### (3) 広域化の方式

- 1 広域化の方式は、小田原市への事務委託方式とする。
- 2 広域化に併せ、消防行政に係る意見調整組織を設置する。

主な広域化の方式としては、事務委託のほか、一部事務組合等の特別地方公共団体を設置する手法があるが、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防体制の整備及び充実強化を図り、住民サービスの一層の向上を図るという消防の広域化の目的に照らし、経費節減とスピード感のある意思決定を行うこと、また、専門的な消防サービスを管轄区域内の実情に即して提供し、合理的な消防行政を確保するという観点から、事務委託方式を採用する。なお、受託自治体については、人口及び消防本部の規模に鑑み小田原市とする。

消防行政の現状等について小田原市から情報提供及び説明等を行うほか、委託事務の管理及び執行に対する委託市町の意向を反映させる仕組みとして、意見調整組織を設置し、広域化後の事務の円滑な実施を図る。

#### 《現状の消防本部の構成》

消防本部名	管轄区域			
小田原市消防本部	小田原市			
足柄消防組合消防本部	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町			



	事務委託方式	一部事務組合方式
根拠法令	地方自治法第 252 条の 14	地方自治法第 286 条
設置手続	県知事へ届出	県知事へ申請(許可必要)
	・普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を	・普通地方公共団体がその事務の一部を共同し
	他の普通地方公共団体に委ねる制度。	て処理するために協議により規約を定め、都
	・普通地方公共団体は、協議により規約を定め、	道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共
	事務を委託する。	団体。
方式概要	・事務の委託により、法令上の責任は、受託を	・一部事務組合が共同処理するものとされた事
	した普通地方公共団体に帰属することにな	務は、関係地方公共団体の権限から除外され、
	り、委託をした普通地方公共団体は、委託の	一部事務組合に引き継がれる。その事務に係
	範囲内において、委託した事務を執行管理す	る条例、規則等は当該一部事務組合が制定す
	る権限を失うこととなる。	ることとなる。
	・委託事務に要する経費は、委託をした普通地	・組合の経費は、組合を組織する地方公共団体
A 経費負担	方公共団体が受託をした普通地方公共団体に	による分担、組合財産収入の充当などその方
在	対する委託費として負担し、その経費の支弁	法を規約の中で定める。
	の方法は規約の中で定める。	
	・1 対 1 の受委託の関係により、各市町の実情に	・全体の経費について費用按分することから管
	応じた消防サービスの提供及び負担の適正化	轄区域内の消防力水準が概ね均一。
メリット	が可能。	・一方で、各市町の実情に応じた対応が課題。
デメリット	・他の方式と比較して財政負担が少ない。	・各市町が同じ立場で運営参画可能。
	・責任の所在が明確。	・組合議会の設置等、組織を運営するにあたり
	・消防行政に関する各市町の関与が希薄。	一定の経費及び事務量が必要。

#### (4)意見調整組織

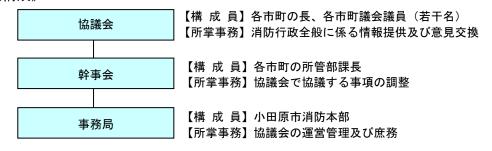
- 1 意見調整組織の名称は、「神奈川県西部広域消防運営協議会(以下、協議会という。)」とする。
- 2 協議会は、各市町の長及び議会議員代表者で構成する。
- 3 協議会は、広域消防の運営を含む消防行政全般に係る情報提供及び意見交換を行う。
- 4 協議会の運営に係る事項は、設置時に定める。

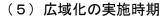
意見調整組織の名称については、2市5町全体がイメージできるものとした。

また、組織の設置目的を達するとともに、開かれた透明性の高い協議を行うため、その構成員については、各市町の長及び議会議員の代表者(若干名)をもってあてるものとする。

なお、協議会の開催は、10月、3月の年2回開催を原則とするが、各市町より会議開催の 発意があった場合は、随時開催する。

#### 《組織構成》

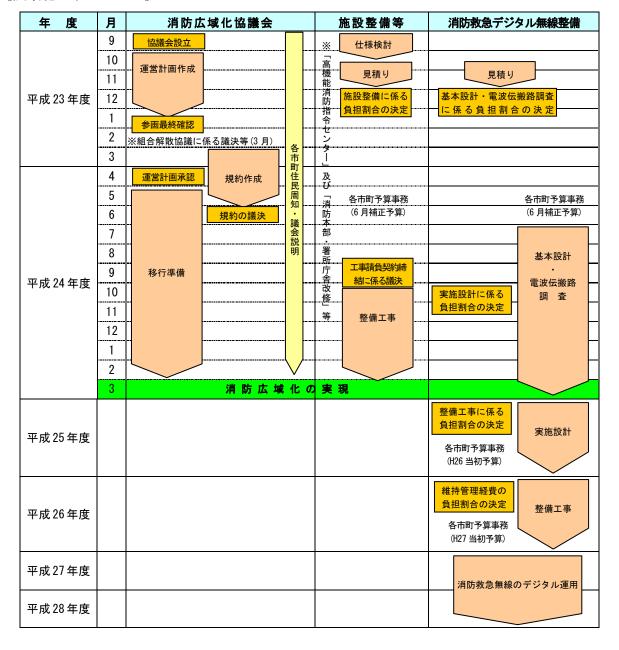




#### 1 広域化の実施時期は、平成24年度末とする。

「市町村の消防の広域化の推進に関する基本指針(消防庁告示)」では、広域化の実現の期限を平成24年度までとしており、この期限までに広域化を実施した場合、国、県等の財政支援措置が見込めるほか、広域化がもたらす財政面及び消防サービスの向上効果を可能な限り早期に住民に提供する観点からも、平成24年度末までに実現を図ることとする。

#### 《広域化スケジュール》



#### (6) 消防本部の位置及び名称

- 1 消防本部の位置は、小田原市前川183-18 (現在の小田原市消防本部の位置)とする。
- 2 消防本部の名称は、「小田原市消防本部」とする。

各消防本部の現庁舎の耐用年数、また移転・新築する場合の財政負担等を勘案すると、広域 化後の消防本部の位置は、現在の小田原市消防本部の位置とし、現庁舎を活用することが最も 合理的である。

また、消防本部の名称については、広域化の方式を事務委託方式とすることから、広域化に伴う名称の変更は行わず、「小田原市消防本部」とする。

#### 《小田原市消防本部の概要》

3	名 称	小田原市消防本部			
位置 小田原市前川 18		小田原市前川 183-18			
	鉄筋コンクリート造 3 階建				
	構造	【3 階】本部事務室 通信指令室 警備本部室 等			
庁	<b>博</b> 垣	【2 階】講堂 研修室 署仮眠室 署食堂 等			
		【1 階】署事務室 車庫			
舎	<b>延面積</b> 3,931.80 ㎡				
	<b>敷地面積</b> 3, 779. 10 ㎡				
	<b>竣工日</b> 平成6年6月30日(築17年)				







指令センター

#### (7)消防署所の位置

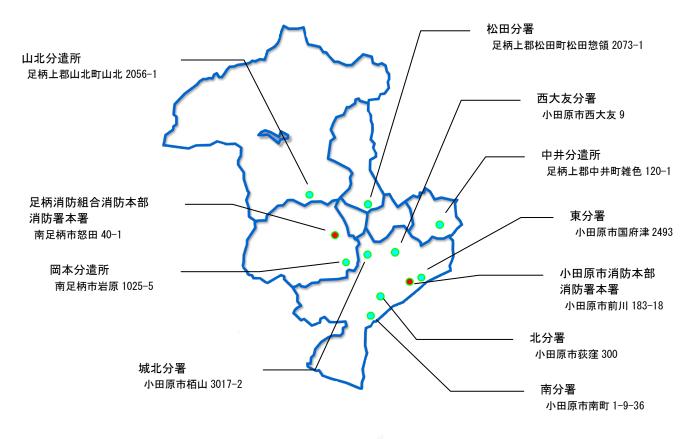
#### 1 広域化時の消防署所の位置は、現状の位置とする。

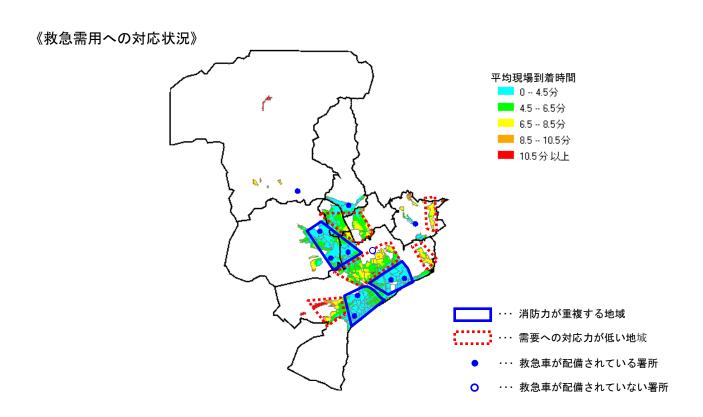
広域化に伴い、消防力が重複する地域が発生する一方で、消防力の低い地域が存在するなど 不均衡が生じることから、将来的には、行政境を挟んで近い距離に設置されている消防署所等 の配置を見直し、消防力の低い地域に再配置するほか、各署所の受持ち区域の適正化等により、 消防力をバランスよく計画的に配置していくことが必要である。

しかしながら消防署所の再配置には、新たな財政負担を要することはもとより、住民の安心感を損なうことが無いよう十分に配慮し、理解を得ることが何よりも重要であることから、検討、周知に一定の時間が必要である。

これらを踏まえ、消防の広域化時における消防署所の位置については、現状のとおりとする。

### 《現状の署所の位置》





\* (財) 消防科学総合センターによる「消防力適正配置調査」を基に作成



1 消防署所の名称については、原則として署所が所在する地名を用いるものとする。

署所の名称については、その場所が住民にとって明瞭であることが望ましいことから、現状の名称を考慮しつつも、原則としては、署所の所在する地名(地域、大字等)を用いることとする。

#### 《名称変更の対象となる署所》

現署所名	所在地
小田原市消防署	小田原市前川
小田原市消防署南分署	小田原市南町
小田原市消防署北分署	小田原市荻窪
小田原市消防署東分署	小田原市国府津
小田原市消防署城北分署	小田原市栢山
足柄消防組合消防署	南足柄市怒田



地名を用いた場合の名称例
小田原消防署
小田原消防署南町分署
小田原消防署荻窪出張所
小田原消防署国府津出張所
小田原消防署栢山出張所
足柄消防署

#### 2 組織

#### (1)消防本部及び署所の機構

- 1 広域化に伴い、小田原市消防本部の機構を変更する。
- 2 消防本部に、消防総務課、予防課、警防計画課に加えて広域調整課、救急課、情報司令 課を置く。
- 3 消防署の機構は、2消防署、2分署、7出張所とする。
- 4 消防署に消防課、警防第1課、警防第2課を置く。

広域化による事務量の増加及び業務の高度化が見込まれるとともに、より一層の事務及び人員の効率化を図る観点から、小田原市消防本部の機構については、これらに対応し得るものに変更する必要がある。

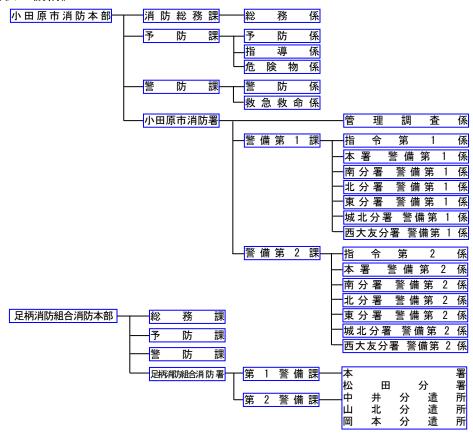
具体には、意見調整組織運営、防災所管及び消防団等との連携等、広域化に伴う各市町との調整に係る事務の増加及び発生に対応するための所管課のほか、医療機関、医師会を始めとした多様な関係機関との連携を図るための所管課、また、災害出動件数、運用部隊数及び個人情報等の重要データ取扱量の大幅な増加等に適切に対応するための所管課の新設が必要となる。

また、消防署の機構についても、組織規模が拡大する広域化を機に、署、<u>分署、出張所</u>の位置付けを明確化するなど、効率的な運用体制を構築する必要があるほか、広域化による住民サービス低下の防止及び予防業務の強化を図るため、各消防署にこれら事務を所掌する所管課を設置する。

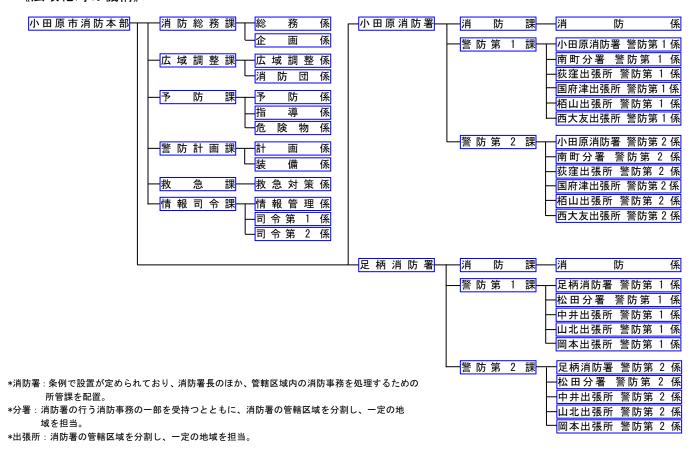
#### 《新設課設置理由》

課名称	設置理由
広域調整課	意見調整組織運営、防災所管及び消防団等との連携等、広域化に伴う各市町との調整に
囚纵侧正环	係る事務の増加及び発生に対応するため
救急課	救急体制の充実強化、救急業務の高度化・専門化の推進、医療機関、医師会を始めとし
	た多様な関係機関との連携確保のため
情報司令課	消防指令センターで管理する個人情報等に係る情報セキュリティの強化、消防救急無線
1月秋 口 T 床	デジタル化を含む消防通信施設の整備、運用及び保守管理の一元化を図るため
消防課	本部の統合に伴う窓口サービスの低下回避及び予防業務の強化を図るため

#### 《現状の機構》



#### 《広域化時の機構》



#### (2) 消防本部及び署の事務分掌

- 1 現在の小田原市消防本部及び消防署の事務項目を基本とし、広域化に伴う新たな事務項目を追加する。
- 2 広域化時の組織・機構を勘案し、事務分掌を規定する。

小田原市及び足柄消防組合の消防に係る事務項目については、表現の差異はあるものの概ね 同内容であることから、受託側である小田原市の事務項目を基本としても特段の支障は生じない。なお、広域化による組織規模の拡大及び消防行政の高度化に伴い、委託市町及び関係機関 との連絡調整事務、情報セキュリティに関する事務及び医師会や関係団体等との連携事務等が 新たに追加若しくは増加が見込まれる。

#### 《広域化後の各課事務分掌》

課名称		主な事務分掌
	当叶纵攻部	消防本部の庶務/人事・服務/職員研修/福利厚生/消防予算・経理/消防組織・制度/基本
	消防総務課	施策の企画・総合調整 ほか
	広域調整課	関係機関調整/消防受託事務/広域行政/庁舎等施設整備計画・維持管理 ほか
	予 防 課	火災予防計画・広報/防火管理・火災予防指導/立入検査/消防設備/建築確認等同意/危険
	予 防 課	物規制 ほか
本部	警防計画課	警防計画/部隊運用/震災・水災・特殊災害対策/消防施設計画・整備/開発行為/消防相互
	言例引 四味	応援協定/緊急消防援助隊/消防車両・資機材 ほか
	救 急 課	救急企画/救急隊員資格・救急技能管理/救急医療・救急技術調査・指導/医療機関連絡・調
	秋 忠 味	整/応急手当の普及啓発/メディカルコントロール ほか
	情報司令課	消防通信管制/災害通報受付・指令/災害情報収集・伝達/消防気象/消防通信施設計画・整
	用拟山口麻	備/通信施設保守管理/情報セキュリティ ほか
	消防課	消防署の庶務/安全管理/連絡調整/火災原因調査/立入検査/建築確認等同意/消防団 ほ
署	/터 IVJ 麻木	か
有	警防第1課	水火災計画・防御/救急・救助活動/消防水利調査/火災予防/警防対策・消防訓練/応急手
	警防第2課	当の普及啓発/訓練指導/防災福祉 ほか

#### (3) 権限

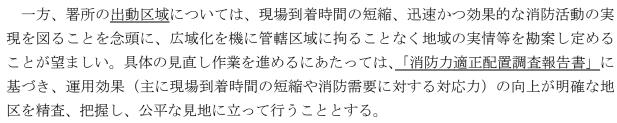
1 消防長の専決権限の一部を消防署長に委譲する。

消防本部が小田原市に置かれることにより、住民サービスの低下が生じることのないよう、 消防長の専決権限の一部を消防署長に委譲し、消防署単位で地域に密着した消防サービスを維持することとする。

#### (4) 署所の管轄区域

- 1 署所の管轄区域は、現状のとおりとする。
- 2 管轄区域とは別に、出動区域の見直しを行う。

署所の<u>管轄区域</u>を定めるにあたっては、各署所がこれまで培ってきた消防団や自主防災組織等との緊密な連携体制を広域化後もしっかり継承していくことが最も重要である。また、行政区域を越えて管轄区域を変更した場合、同一地域(連合自治会等)の中で管轄する署所が異なる状況等も生じる可能性があり、地域住民の混乱を招く恐れもある。



- \*管轄区域:消防組織法に基づき、消防署ごとに市町行政界で分け、条例で定められている区域。
- \*出動区域:地域の実情等を勘案し、消防署の管轄区域を越えて出動する地域を含めた活動区域。
- \*消防力適正配置調査報告書:消防力の配置の在り方について、合理的かつ妥当性のある科学的根拠として、平成22年度に(財)消防科学総合センターへ調査委託した「消防力適正配置調査」の結果報告書。

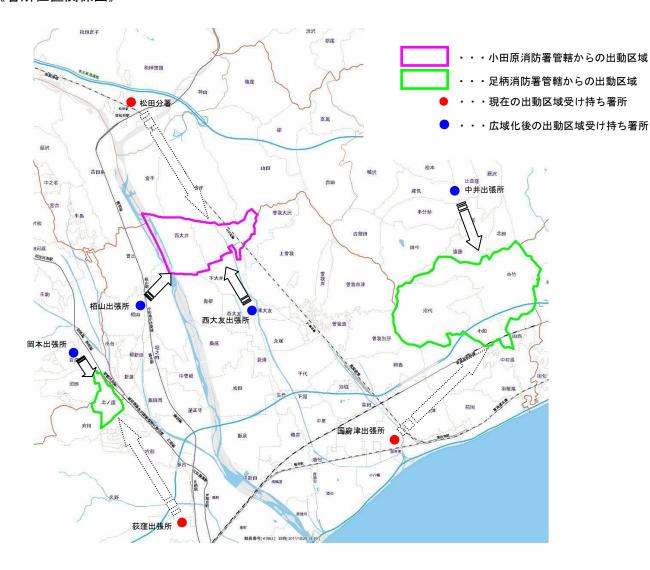
#### 《広域化により運用効果が向上する地区と直近署所》

地区为	現在の直近署所			
地区名	消防署	署所		
小田原市小竹、小船、沼代地区	小田原市消防署	東分署		
小田原市北ノ窪地区	小田原市消防署	北分署		
大井町西大井、上大井地区	足柄消防組合消防署	松田分署		



	広域化時の直近署所					
)	消防署	署所				
	足柄消防署	中井出張所				
	足柄消防署	岡本出張所				
	小田店沙叶里	西大友出張所				
	小田原消防署	栢山出張所				

#### 《署所位置関係図》



### 《建物火災における署所別出動区域一覧》 【現状】

市町	地区名	市町	地区名	市町	地区名	市町	地区名
	原本署	小田原市	新屋	小田原市	本町1丁目	山北町	神縄
小田原市	飯泉	小田原市	清水新田	小田原市	本町2丁目	山北町	山市場
小田原市	上新田	小田原市	多古	小田原市	本町3丁目	山北町	湯触
小田原市	鴨宮	西大	友分署	小田原市	本町4丁目	山北町	川西
小田原市	小八幡	小田原市	鬼柳	小田原市	水之尾	山北町	谷峨
小田原市	小八幡 1 丁目	小田原市	上曽我	小田原市	緑4丁目	山北町	都夫良野
小田原市	小八幡2丁目	小田原市	桑原	小田原市	南板橋2丁目	山北町	平山
小田原市	小八幡3丁目	小田原市	下大井	小田原市	南町1丁目	山北町	皆瀬川
小田原市	小八幡4丁目	小田原市	曽我大沢	小田原市	南町2丁目	山北町	山北
小田原市	酒匂	小田原市	曽我岸	小田原市	南町3丁目	山北町	岸
小田原市	酒匂1丁目	小田原市	曽我別所	小田原市	南町4丁目	山北町	向原
小田原市	酒匂2丁目	小田原市	曽我谷津	小田原市	谷津	岡本:	分遣所
小田原市	酒匂3丁目	小田原市	曽我原	小田原市	十字4丁目	南足柄市	駒形新宿
小田原市	酒匂4丁目	小田原市	千代	北部	分署	南足柄市	生駒
小田原市	酒匂5丁目	小田原市	永塚	小田原市	穴部	南足柄市	塚原
小田原市	酒匂6丁目	小田原市	成田	小田原市	穴部新田	南足柄市	岩原
小田原市	酒匂7丁目	小田原市	西大友	小田原市	新屋	南足柄市	沼田(含、北窪)
小田原市	下新田	小田原市	延清	小田原市	飯田岡	南足柄市	三竹
小田原市	下堀	小田原市	東大友	小田原市	池上		分署
小田原市	高田	小田原市	曽我光海	小田原市	井細田	大井町	金手
小田原市	田島		分署 「	小田原市	扇町1丁目	大井町	金子
小田原市	中里	小田原市	石橋	小田原市	扇町2丁目	大井町	西大井
小田原市	中新田	小田原市	板橋	小田原市	扇町3丁目	大井町	上大井
小田原市	別堀	小田原市	入生田	小田原市	扇町4丁目	大井町	山田
小田原市	前川	小田原市	江之浦	小田原市	扇町5丁目	大井町	篠窪
小田原市	矢作	小田原市	風祭	小田原市	扇町6丁目	大井町	柳
小田原市	西酒匂1丁目	小田原市	寿町1丁目	小田原市	荻窪	大井町	高尾
小田原市	西酒匂2丁目	小田原市	寿町2丁目	小田原市	北ノ窪	大井町	赤田
小田原市 小田原市	西酒句3丁目	小田原市	寿町3丁目	小田原市	久野	松田町	松田庶子
小田原市	南鴨宮1丁目	小田原市	寿町4丁目 寿町5丁目	小田原市	清水新田 多古	松田町	松田惣領神山
小田原市	南鴨宮2丁目 南鴨宮3丁目		米神	小田原市	タロ 府川	松田町松田町	寄
	円幅当31日     分署	小田原市 小田原市	栄町1丁目	小田原市	小台	開成町	岡野
小田原市	小竹	小田原市	栄町2丁目		  本署	開成町	金井島
小田原市	小船	小田原市	栄町3丁目	南足柄市	内山	開成町	延沢
小田原市	上町	小田原市	栄町4丁目	南足柄市	小市	開成町	吉田島
小田原市	川匂	小田原市	城山1丁目	南足柄市	班目	開成町	円通寺
小田原市	国府津	小田原市	城山2丁目	南足柄市	怒田	開成町	中之名
小田原市	国府津1丁目	小田原市	城山3丁目	南足柄市	千津島	開成町	宮台
小田原市	国府津2丁目	小田原市	城山4丁目	南足柄市	<b>壗下</b>	開成町	牛島
小田原市	国府津3丁目	小田原市	十字2丁目	南足柄市	苅野		 分遣所
小田原市	国府津4丁目	小田原市	城内	南足柄市	広町	中井町	松本
小田原市	国府津5丁目	小田原市	中町1丁目	南足柄市	雨坪	中井町	境別所
小田原市	中村原	小田原市	中町2丁目	南足柄市	弘西寺	中井町	岩倉
小田原市	沼代	小田原市	中町3丁目	南足柄市	福泉	中井町	境
小田原市	羽根尾	小田原市	根府川	南足柄市	関本	中井町	井ノ口
小田原市	前川	小田原市	浜町1丁目	南足柄市	飯沢	中井町	藤沢
小田原市	山西	小田原市	浜町2丁目	南足柄市	大雄町	中井町	久所
小田原市	東ヶ丘	小田原市	浜町3丁目	南足柄市	向田	中井町	北田
小田原市	田島	小田原市	浜町4丁目	南足柄市	竹松	中井町	遠藤
城北	公分署	小田原市	早川	南足柄市	和田河原	中井町	田中
小田原市	栢山	小田原市	早川1丁目	南足柄市	狩野	中井町	半分形
小田原市	小台	小田原市	早川2丁目	南足柄市	中沼	中井町	比奈窪
小田原市	曽比	小田原市	早川3丁目	南足柄市	矢倉沢	中井町	雑色
小田原市	中曽根	小田原市	東町1丁目	山北部	分遣所	中井町	鴨沢
小田原市	堀之内	小田原市	東町2丁目	山北町	中川	中井町	古怒田
小田原市	柳新田	小田原市	東町3丁目	山北町	世付		
小田原市	蓮正寺	小田原市	東町4丁目	山北町	玄倉		
小田原市	飯田岡	小田原市	東町5丁目	山北町	神尾田		



市町	地区名	市町	地区名	市町	地区名	市町	地区名
			<b>一起石</b>   数出張所	小田原市	本町2丁目	山北町	湯触
小田原市	飯泉	小田原市	鬼柳	小田原市	本町3丁目	山北町	川西
小田原市	上新田	小田原市	上曽我	小田原市	本町4丁目	山北町	谷峨
小田原市 小田原市	鴨宮	小田原市	桑原	小田原市	水之尾	山北町	都夫良野
小田原市	小八幡	小田原市	下大井	小田原市	緑4丁目	山北町	平山
小田原市	小八幡 1 丁目	小田原市	曽我大沢	小田原市	南板橋2丁目	山北町	皆瀬川
小田原市	小八幡2丁目	小田原市	曽我岸	小田原市	南町1丁目	山北町	山北
小田原市	小八幡2丁目	小田原市	自我用	小田原市	南町2丁目	山北町	岸
小田原市	小八幡 4 丁目	小田原市	曽我谷津	小田原市	南町3丁目	山北町	户 向原
小田原市	酒匂	小田原市	自我原	小田原市	南町4丁目		出張所
小田原市	酒匂1丁目	小田原市	千代	小田原市	谷津	小田原市	北ノ窪
小田原市	酒匂2丁目	小田原市	永塚	小田原市	十字4丁目	南足柄市	駒形新宿
小田原市	酒匂3丁目	小田原市	成田			南足柄市	生駒
小田原市	酒匂4丁目	小田原市	西大友	小田原市	ウ部	南足柄市	塚原
小田原市	酒匂5丁目	小田原市	延清	小田原市	大	南足柄市	岩原
小田原市	酒句6丁目	小田原市	東大友	小田原市	新屋	南足柄市	沼田 (含、北窪)
小田原市	酒匂7丁目	小田原市	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	小田原市	飯田岡	南足柄市	三竹
					池上		  分署
小田原市	下新田	大井町	西大井	小田原市		大井町	
小田原市	下堀 高田	大井町	上大井 「分署	小田原市	井細田		金手
小田原市	田島	小田原市	分者 石橋	小田原市	扇町1丁目	大井町	金子 山田
小田原市 小田原市	中里	小田原市	<u></u> 石橋 板橋	小田原市	扇町2丁目 扇町3丁目	大井町	篠窪
	-		*******			大井町	柳
小田原市	中新田	小田原市	入生田	小田原市	扇町4丁目	大井町	
小田原市	別堀	小田原市	江之浦	小田原市	扇町5丁目	大井町	高尾
小田原市 小田原市	前川 矢作	小田原市	風祭	小田原市 小田原市	扇町6丁目	大井町 松田町	参田 松田庶子
			寿町1丁目		荻窪		
小田原市 小田原市	西酒匂1丁目 西酒匂2丁目	小田原市 小田原市	寿町2丁目 寿町3丁目	小田原市	人野 清水新田	松田町 松田町	松田惣領神山
小田原市	†						寄
小田原市	西酒匂3丁目	小田原市	寿町4丁目	小田原市	多古 府川	松田町 開成町	岡野
小田原市	南鴨宮1丁目 南鴨宮2丁目	小田原市 小田原市	寿町5丁目 米神	小田原市	小台	開成町	金井島
小田原市	南鴨宮3丁目	小田原市	栄町1丁目		 消防署	開成町	延沢
	円幅四31日   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	小田原市	栄町2丁目	南足柄市	内山	開成町	吉田島
小田原市	上町	小田原市	栄町3丁目	南足柄市	小市	開成町	円通寺
小田原市	川匂	小田原市	栄町4丁目	南足柄市	班目	開成町	中之名
小田原市	国府津	小田原市	城山1丁目	南足柄市	怒田	開成町	宮台
小田原市	国府津1丁目	小田原市	城山2丁目	南足柄市	千津島	開成町	牛島
小田原市	国府津2丁目	小田原市	城山3丁目	南足柄市	<b>造下</b>		出張所
小田原市	国府津3丁目	小田原市	城山4丁目	南足柄市	苅野	小田原市	小竹
小田原市	国府津4丁目	小田原市	十字2丁目	南足柄市	広町	小田原市	小船
小田原市	国府津5丁目	小田原市	城内	南足柄市	雨坪	小田原市	沼代
小田原市	中村原	小田原市	中町1丁目	南足柄市	弘西寺	中井町	松本
小田原市	羽根尾	小田原市	中町2丁目	南足柄市	福泉	中井町	境別所
小田原市	前川	小田原市	中町3丁目	南足柄市	関本	中井町	岩倉
小田原市	山西	小田原市	根府川	南足柄市	飯沢	中井町	境
小田原市	東ヶ丘	小田原市	浜町1丁目	南足柄市	大雄町	中井町	井ノロ
小田原市	田島	小田原市	浜町2丁目	南足柄市	向田	中井町	藤沢
	出張所	小田原市	浜町3丁目	南足柄市	竹松	中井町	久所
小田原市	相山	小田原市	浜町4丁目	南足柄市	和田河原	中井町	北田
小田原市	小台	小田原市	早川	南足柄市	狩野	中井町	遠藤
小田原市	曽比	小田原市	早川1丁目	南足柄市	中沼	中井町	田中
小田原市	中曽根	小田原市	早川2丁目	南足柄市	<u> </u>	中井町	半分形
小田原市	堀之内	小田原市	早川3丁目		出張所	中井町	比奈窪
小田原市	柳新田	小田原市	東町1丁目	山北町	中川	中井町	ル 示注 雑色
小田原市	蓮正寺	小田原市	東町2丁目	山北町	世付	中井町	鴨沢
小田原市	飯田岡	小田原市	東町3丁目	山北町	玄倉	中井町	古怒田
小田原市	新屋	小田原市	東町4丁目	山北町	神尾田	- FOLES	н ю н
小田原市	清水新田	小田原市	東町5丁目	山北町	神縄		
小田原市	多古	小田原市	本町1丁目	山北町	山市場		
1. 田塚山	<b>≥</b> □	-1.11111111111111111111111111111111111	T-11 1 1	ᄪᄱᄓᄢ	田山河		

広域化による、出動区域変更対象地区

#### (5) 部隊及び資機材配置

- 1 広域化時の消防署所の部隊配置数は現状を基本とする。
- 2 部隊配置に併せて必要な車両、資機材等を配置する。

消防署所の部隊配置数については、これまで各消防本部において、地勢や歴史的背景から地域の実情に見合った整備が進められてきたこと、また、広域化時の部隊配置数の変更は、現場の混乱及び住民の不安感を生じかねないなど、課題も多いことから、広域化時は、現状の部隊配置数を基本とする。

また、消防隊、救急隊、救助隊等、各部隊の活動内容は、その目的及び特性により異なることから、車両、資機材等については、部隊の配置数、配置状況に応じ署所へ配備することが、迅速、的確かつ安全な消防活動を確保する上で必須である。

#### 《現状の部隊配置》

署所名称	i	指揮	消防	救急		救助	特 装 特科消防	火災原 因調査	署 所 別部隊数計
	本署	1	1	1	1	(特別)	1	1	6
	東分署		1	1					2
小田原士沙吐罗	城北分署		1	1					2
小田原市消防署	西大友分署		1						1
	南分署		1	1	1	(特別)	1		4
	北分署		1	1					2
	本署	(1)	1	1			1		4(1)
	山北分遣所		1	1					2
足柄消防組合消防署	岡本分遣所		1	(1)					2(1)
	松田分署		1	1	1	(特別)			3
	中井分遣所		1	1					2
部隊数	計	2(1)	11	10(1)		3	3	1	30 (2)

<sup>\*</sup>うち非専任部隊数は、( )内

#### 《広域化時の部隊配置》

	署所名称			消防	救急		救助	特装	火災原 因調査	署所別 部隊数計
			1	1	1	1	(高度)	1	1	6
дуп	16%叶果	国府津出張所		1	1					2
小口	·原消防署	栢山出張所		1	1					2
		西大友出張所		1						1
	+m_ // ==			1	1	1	(特別)	1		4
	南町分署	荻窪出張所		1	1					2
			1	1	1			1	1	5
足材	所消防署	山北出張所		1	1					2
		岡本出張所		1	(1)					2(1)
	10 m / m			1	1	1	(特別)			3
	松田分署	中井出張所		1	1					2
	部 階	<b>数</b> 計	2	11	10(1)		3	3	2	31 (1)

<sup>\*</sup>うち非専任部隊数は()内。

<sup>\*</sup>足柄消防組合消防署の指揮隊は、当直人員が16名確保できる場合に編成。

<sup>\*</sup>山北及び中井分遣所については、救急隊出動時の消防隊は2名で運用。

<sup>\*</sup>救助隊欄は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令に基づき、(特別)は「特別救助隊」を言う。

<sup>\*「</sup>救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、(高度)は「高度救助隊」、(特別)は「特別救助隊」を言う。

<sup>\*</sup>新規採用職員の消防学校入校等、状況により職員数が不足する場合は、部隊数が変動する可能性がある。



部隊名	主 な 活 動 内 容
指揮隊	迅速な消防活動を行うため、出場部隊を統率し活動を指揮する部隊
消防隊	火災による被害を最小限に留めるため、消火活動を行う部隊
救急隊	災害現場での救急活動を担い、迅速に医療機関に搬送する部隊
高度救助隊 特別救助隊	人命救助活動を主要な任務とする消防の専門部隊
特装隊	高所救助、水難救助、山岳救助等の災害に対応する部隊
火災原因調査隊	火災の原因調査及び損害調査等を行う部隊

#### 《部隊別主要車両及び資機材》

部隊名	主な運用車両	主な使用資機材
指揮隊	指揮車	指揮活動用資機材、情報収集用資機材
消防隊	消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車	消火活動用資機材、水防用資機材
救急隊	高規格救急自動車	高度救命処置用資機材
高度救助隊 特別救助隊	救助工作車	救助用資機材(高度含む)、テロ対策用特殊
特装隊	はしご車、水難資機材搬送車	(高所・水難・山岳)救助用資機材
火災原因調査隊	火災原因調査車	火災原因調査用資機材

#### (6) 部隊運用

- 1 原則として小田原市消防本部の部隊運用方法に統一する。
- 2 広域化を機に、小田原市消防本部の部隊運用を見直す。

効果的で迅速な消防活動を行うためには、統一的な指揮下での<u>部隊運用</u>が必須であることから、基本的な部隊運用については、広域化時に小田原市消防本部の部隊運用方法に統一するものの、広域化により494.43k㎡に及ぶ広大な管轄区域を有することのほか、丹沢、箱根を背景とした酒匂川から相模湾に至る豊かな自然環境に恵まれている一方で、山林火災や集中豪雨による水害、土砂災害、更には津波災害等、自然災害発生の危険性が決して低くはないといった地域特性をも有していることから、これらを勘案し、小田原市消防本部の部隊運用について見直しを図る必要がある。

\*部隊運用:火災等による被害を最小限にとどめるために、限られた人員及び装備を有効に活用し、各種災害の種別、規模、気象、地勢等、あらゆる要素を総合的に勘案し、必要な消防部隊の選定、出動指令、出向制限の運用。

#### (7) 定員配置

- 1 広域化時の消防職員数は現状を超えないものとする。
- 2 消防本部及び通信指令業務等の職員数を合理化し、その効果を現場の消防体制の強化に充てる。

各消防本部の職員数は、各市町の長い歴史の中で災害事象や人口の変化、都市機能の変化等に適切に対応してきた結果、必要数として現状の人数となったものであるが、現下の厳しい財政状況及び広域化の目的に鑑みれば、広域化を機に可能な限り職員数の削減を図ることは当然であり、更なる増員といった選択肢は採りえない。

しかしながら、広域化の大きな目的の一つである「消防体制の充実・強化」が達せられるよう、署所に配置する職員数については一定の増強も必要とされる。

こうしたことから広域化時の消防職員数については、消防本部の有する管理、総務部門のほか、通信指令部門等の合理化により削減を図る一方で、「消防体制の充実・強化」を実現するために、災害現場における指揮活動を行う部隊及び予防事務部門等については増員をするなど、メリハリのある職員配置を行い、現状の職員数の範囲内で消防力の向上を実現することとする。

#### 《本部配置職員数新旧対照表》

	(現状 平成 23 年 4 月 1 日現在)					
	課名等	小田原	足柄	合計		
	消防長、副消防長等	2	2	4		
	総務所管課	7	7	14		
本	広域所管課	0	0	0		
	予防所管課	11	8	19		
部	警防所管課	6	5	11		
	救急所管課	0	0	0		
	指令所管課	12	10	22		
	合計	38	32	70		

広域化時						
課名等	職員数					
消防長、副消防長	2					
消防総務課	6					
広域調整課	5					
予防課	11					
警防計画課	5					
救急課	4					
情報司令課	20					
合計	53					
大部に配置						

### 《署所配置職員数新旧対照表》

			3年4月1日現在	
		署長	F	1
			管理調査係	4
			(初任教育)※	4
	警備	警備第1課	本署	25
			南分署	18
	小		北分署	12
	田		東分署	9
	原		城北分署	9
	消		西大友分署	6
	田原市消防署	警備第2課	本署	24
	署		南分署	18
			北分署	12
		東分署	9	
			城北分署	9
署			西大友分署	6
		小計		166
所		署長		1
***				
		(初任教育)	_	7
	₽	第1警備課	本署	19
	足柄消防組合消防署		松田分署	18
	消		山北分遣所	8
	防		中井分遣所	8
	社合		岡本分遣所	6
	消	第2警備課	本署	19
	遊		松田分署	18
	者		山北分遣所	8
			中井分遣所	8
			岡本分遣所	6
		小計		126
	合計			292

		広域化時	
	署長	to wie.	1
	消防課	消防係	6
	警防第1課	小田原消防署	26
		南町分署	19
.Is		荻窪出張所	10
小田		国府津出張所	10
田原消防署		栢山出張所	10
消		西大友出張所	6
<b>防</b>	警防第2課	小田原消防署	26
19		南町分署	19
		荻窪出張所	10
		国府津出張所	10
		栢山出張所	10
		西大友出張所	6
	小計		169
	署長		1
	1日以		l l
	消防課	消防係	6
	消防課	消防係	·
足		足柄消防署	6 20
足柄	消防課	足柄消防署 松田分署	6
足柄消	消防課	足柄消防署	6 20
足柄消防細	消防課	足柄消防署 松田分署 山北出張所 中井出張所	20
足柄消防組合	消防課警防第1課	足柄消防署 松田分署 山北出張所 中井出張所 岡本出張所	20 16 10 10
足柄消防組合消	消防課	足柄消防署 松田分署 山北出張所 中井出張所 岡本出張所 足柄消防署	20 16 10 10 6
足柄消防組合消防署	消防課警防第1課	足柄消防署 松田分署 山北出張所 中井出張所 岡本出張所 足柄消防署 松田分署	20 16 10 10 6 20
足柄消防組合消防署	消防課警防第1課	足柄消防署 松田分署 山北出張所 中井出張所 岡本出張所 足柄消防署 松田分署 山北出張所	20 16 10 10 6 20 16
足柄消防組合消防署	消防課警防第1課	足柄消防署 松田分署 山北出張所 中井出張所 岡本出張所 足柄消防署 松田分署 山北出張所 中井出張所	6 20 16 10 10 6 20 16 10
足柄消防組合消防署	警防第1課	足柄消防署 松田分署 山北出張所 中井出張所 岡本出張所 足柄消防署 松田分署 山北出張所	20 16 10 10 6 20 16 10 10
足柄消防組合消防署	消防課警防第1課	足柄消防署 松田分署 山北出張所 中井出張所 岡本出張所 足柄消防署 松田分署 山北出張所 中井出張所	6 20 16 10 10 6 20 16 10

増減数
0
2
△4
1
1
Δ2
1
1
1 0 2
1
Δ2
1
1
0
3
0
6
Δ7
1
$\Delta 2$
2
2
1
<u>1</u> Δ2
2
2
0
5
8
8

(単位:人)

<sup>\*</sup>現在、指令所管課は、各消防署に配属されているが広域化により統合されるため本部に配置。

<sup>\*</sup>初任教育対象者数 (消防学校入校者数) については毎年変動するため、広域化時の表においては各署所の配置数に含めた。

#### 《職員数増減理由》

(単位:人)

	職名・所管課名	増減数	增減理由
	消防長及び副消防長	Δ2	広域化によるポスト数の減少
	消防総務課	∆8	職員数の合理化及び広域調整課への一部事務移管
本	広域調整課	5	消防受託事務等広域的調整事務が発生
	予防課	Δ8	職員数の合理化及び消防課への一部事務移管
部	警防計画課	△6	職員数の合理化及び情報司令課等への一部事務移管
	救急課	4	救急業務の高度化、医療機関等との調整事務の増加
	情報司令課	△2	職員数の合理化
	小田原消防署消防課	2	予防業務の強化
	小田原消防署警防第 1,2 課	3	研修要員等の人員調整
	南町分署警防第1,2課	2	研修要員等の人員調整
	荻窪出張所警防第 1, 2 課	△4	防災要員の見直し(小田原市防災対策課事務)
署	国府津出張所警防第 1,2 課	2	初任教育対象者を配置(実質、変更なし)
	栢山出張所警防第 1,2 課	2	初任教育対象者を配置(実質、変更なし)
所	足柄消防署消防課	6	予防業務の強化及び火災原因調査隊の新設
	足柄消防署警防第 1, 2 課	2	現場指揮体制の強化のため指揮隊を増強
	松田分署警防第 1,2 課	△4	研修要員等の人員調整
	山北出張所警防第 1,2 課	4	現場対応力強化のため隊員の増強
	中井出張所警防第1,2課	4	現場対応力強化のため隊員の増強

#### 3 人事

#### (1)職員の任用

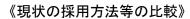
- 1 足柄消防組合の職員を小田原市職員として採用する。
- 2 原則として、採用(選考)は無試験とする。
- 3 小田原市職員となる者の職務の級は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。

事務委託方式により小田原市に委託する際に、足柄上地域1市5町における消防力を低下させないためには、当該地域における豊富な消防業務経験等(地域の特性に応じた消防知識、技術、資格等)を備えた足柄消防組合の消防職員が消防業務に当たることが望ましいことから、足柄消防組合の消防職員を小田原市職員として採用する。

また、採用(選考)における職員の能力(勤務実績及び消防業務経験等)の実証については、 足柄消防組合における人事考課により実証可能であることから、原則として、無試験で採用する。

足柄消防組合職員の身分異動の具体の流れは、消防の広域化の前日付けで足柄消防組合を退職して、消防の広域化施行日付けで小田原市職員として採用される手順となるが、小田原市職員として採用するにあたり、あらかじめ足柄消防組合の職員本人の意思確認をすることとする。

これら小田原市職員となる者の職務の級は、同じ学歴、同じ経験年数等を持つ小田原市職員と同じ職務の級に決定することが合理的であるため、小田原市の基準に基づき、小田原市職員との均衡を考慮して決定することとする。なお、足柄消防組合の管理職にある者については、管理監督者への任用に応じて、その者の職務の級を決定することとする。



項目	詳細	小田原市	足柄消防組合
採用	月方法	競争試験	競争試験
	年齢	25 歳未満	25 歳未満
	身長	男性 160cm 以上	男性 158cm 以上
	分区	女性 155cm 以上	女性 155cm 以上
	   体重	男性 50kg 以上	男性 50kg 以上
		女性 45kg 以上	女性 45kg 以上
受験資格	視力等	両眼とも <u>裸眼視力 0.6 以上</u> 又は矯正視力 1.0 以上で、赤色、青色及び黄色の色彩の識別が できること	両眼とも <u>裸眼視力 0.5 以上</u> 又は矯正視力 1.0 以上で、色覚が正常なもの
	聴力	左右とも正常であること	正常なもの
	通勤条件	採用後おおむね1時間以内で通勤可能なこと	採用後1時間以内で通勤可能なこと
	その他	体質が健全で、四肢関節に異常がなく諸機能 が正常であり、言語が明瞭で、十分発声でき ること	
	第1次試験	個別面接	筆記試験、消防適正検査
試験内容	第2次試験	消防適性検査	体力測定・個別面接
1 武贵内谷	第3次試験	個別面接、集団討論、体力測定	
	第4次試験	個別面接、身体検査	

<sup>\*</sup>試験内容は平成23年度のもの

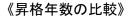
## 《現状の人事評価の比較》

項目	小田原市	足柄消防組合	
名 称	人事評価	人事考課	
評価回数	10 月評価、2 月評価の年 2 回	定期考課の年1回	
評価項目	業績、能力、勤務態度	勤務実績、能力、執務態度	
	・極めて良好 (A)	・極めて優れている (S)	
	・特に良好 (B)	・優れている (B)	
評価段階	・良好 (C)	・普通である (C)	
	<ul><li>やや良好でない (D)</li></ul>	・普通よりおとる (D)	
	・良好でない (E)	・極めておとる (E)	

### 《職務の級の調整》

(単位:人)

		小田原	市			足柄消防組合					
職務の	扫	削合	人数	職名		職名	人数	害	9合	職務の	
級区分	級別	管理職等	八奴	柳 10		柳 10	八奴	級別	管理職等	級区分	
8 級	0.5%		1	消防長		消防長	1	0.6%			
0 救X	0.5%		1	副消防長		次長	1	0.6%		8級	
7級	2. 9%	管理職	6	課長、消防署長		消防署長	1	0.6%	管理職		
/ 形文	2.9%	7. 3%	U	<b>林女、</b>		課長	4	2. 5%	15. 8%		
6級	3. 4%		7	副課長		課長補佐	13	8. 2%		7級	
ひ救久	3.4%		,	田川林文		分署長、分遣所長	5	3. 2%			
5 級	8. 3%	監督職 8.3%	17	係長		_	_	_	_	_	
						主幹	42	26.6%		6級	
4級	57.1%		117	主査		副主幹	12	7. 6%		5 級	
		前几 形址				主査	28	17. 7%	血 前几 班址	4級	
3級	11.7%	一般職 84.4%	24	主任		主任	9	5. 7%	一般職 84.2%	3級	
2級	10. 7%	04.4%	22	消防副士長		消防士長	13	8. 2%	04. Z%	2級	
∠ 形义	10. 7%		22	/月初 町 土 文		消防副士長	12	7. 6%		∠ 形义	
1級	4. 9%		10	消防士		消防士	17	10.8%		1級	



学歴	職務の級	小田原市	足柄消防組合
	5 級		18 年目
	4級	12 年目	13 年目
大学卒	3級	8 年目	8 年目
	2 級	2 年目	2 年目
	1級	1 年目	1 年目
	5 級		20 年目
	4 級	13 年目	15 年目
短大卒	3 級	9 年目	10 年目
	2 級	3 年目	4 年目
	1級	1 年目	1 年目
	5 級		22 年目
	4 級	15 年目	17 年目
高校卒	3 級	11 年目	12 年目
	2 級	5 年目	6 年目
	1級	1 年目	1 年目

小田原市と比較して異なる年数部分

※小田原市については、5級は係長職(監督職)のため、在職年数のみで昇格しない。

#### (2) 勤務体制

#### 1 交替制勤務体制は2部制とする。

消防の勤務体制は、「毎日勤務」と「交替勤務」に区別される。交替制勤務の形態には、主に 2部制と3部制があるが、小田原市消防本部及び足柄消防組合消防本部は、いずれも「2部制」 を採用していることから、広域化を円滑に進める上では、現状の勤務体制を継承することとする。

また、3部制は、部隊の構成員が固定されるため職員間の連携確保、技量把握が容易となる等のメリットはあるものの、2部制と比較して多くの人員が必要となり、現状以上の経費負担が生じることから、広域化時に3部制とすることは現実的ではない。

#### 《広域化後の所属別勤務体制》

	≈ <b>e</b>	勤務	体制
	所属	毎日勤務	交替勤務
	消防長、副消防長	0	
	消防総務課	0	
消	広域調整課	0	
消防本部	予防課	0	
部	警防計画課	0	
	救急課	0	
	情報司令課	0	0
	署長、副署長	0	
署所	消防課	0	
所	警防第1課		0
	警防第2課		0



#### 《2部制と3部制の比較》

勤務体制	メリット	デメリット
2 部制	・少ない職員数で部隊編成が可能。	・日毎に部隊の構成員が入れ替わるため、職員間 の連携確保に留意が必要。
3 部制	<ul><li>・部隊の構成員が固定されるため職員間の連携確保、技量把握が容易であるほか、円滑な訓練実施が可能。</li><li>・日勤日に研修、各種調査、予防業務を実施することにより時間外勤務が縮減される。</li></ul>	・部隊編成に多くの職員を要する。

#### 《現状の勤務体制》

【小田原市】(=広域化後の勤務体制)

8	:30 12	:00 12	:45 17	:00 17	:45 20	:00	6:00 6	:30 7	:00 8	3:30
	勤 務	休憩	勤 務	休憩	勤 務	うち勤務時間 3 時間 30 分 休 憩 (仮眠)	勤務	休憩	勤 務	
	3 時間 30 分	45 分	4 時間 15 分	45 分	2 時間 15 分	6 時間 30 分	30 分	30分	1時間30分	

#### 【足柄消防組合】

8:3	0 12:	00 13:0	00 17:	15 18:	15 22:00	6:	00 8	3:30
	勤 務	休憩	勤 務	休憩	勤 務	うち勤務時間 1 時間 30 分 休 憩 (仮眠)	勤 務	
	3 時間 30 分	60分	4 時間 15 分	60分	3 時間 45 分	6 時間 30 分	2時間30分	

- \*勤務時間は、いずれも 15 時間 30 分
- \*平成24年4月1日現在

#### (3) 管理監督者の配置

- 1 広域化時の組織・機構に基づき、業務の内容、質及び量等を考慮し、適材適所で管理監督者を配置する。
- 2 広域化時の消防署所における管理監督者は、地域の実情に精通した職員を配置する。

管理監督者の配置については、職員の意欲、適性、能力などを人事評価結果や自己申告等を 基に把握するとともに、消防組織の特性や職員構成等も念頭に定める必要があることは、広域 化後においても何ら変わりはない。

広域化時の管理監督者の配置について、特に留意すべきこととしては、広域化直後の消防行政の円滑化を図るために、これまで培ってきた消防団や自主防災組織等との緊密な関係を継承できるよう、地域の実情を熟知した職員を以って充てる必要が挙げられる。こうしたことから広域化時の管理監督者のうち、小田原消防署管轄区域内の署所については、広域化前から小田原市の消防職員であった者を充て、足柄消防署管轄区域内については、広域化前に足柄消防組合の消防職員であった者を充てることとする。

### 《現状の管理監督者等の数》

(単位・人)

							(単位:人)
			8 級	7 級	6 級	5 級	計
ds	п в	+	消防長、副消防長	署長、副署長、課長	副課長	係 長	20
小	田原	市	2	6	7	17	32
足	柄 消	防	消防長、次長、署長、参事、参与	課 長 、 課 長 補 佐 分署長、分遣所長	<u>主 幹</u>	<u>副主幹</u>	25 (79)
組		合	3	22	(42)	(12)	_= (, -,
合		計	5	28	7	17	57 (111)

<sup>\*</sup>人数は、平成23年4月1日現在。

<sup>\*</sup>足柄消防組合には監督者の位置付けはないため、主幹及び副主幹は係員である。

<sup>\*()</sup> 内数値は、係員である足柄消防組合の主幹及び副主幹を含む。

## 《広域化時の管理監督者配置案》

(単位:人)

	所 属	消防長 副消防長 署 長	副署長課 長	副課長	係長	係員	(単位:人) <b>備 考</b>
,		2					
	消防総務課		1	1			
	総務係					2	副課長が係長事務取扱
	企画係				1	1	
	広域調整課		1	1			
	広域調整係				1	1	
	消防団係					1	副課長が係長事務取扱
			1	1			
本	予防係				1	2	
	指導係				1	2	
	危険物係				1	2	
	警防計画課		1	1			
部	計画係					1	副課長が係長事務取扱
ПÞ	装備係				1	1	<b>副林及為京及争切状派</b>
	•		1	1		1	
	救急課		1	1		2	可钾医水泛医重致物场
	救急対策係		1	_			副課長が係長事務取扱
	情報司令課		1	2	4	-	
	情報管理係				1	_	
	司令第1係				1	7	
	司令第2係				1	7	
	本部計	2	6	7	9	29	
		1					
	消防課		1	1			
	消防係				1	3	
•	警防第1課		1	2			副課長のうち1名は南町分署に配置
	小田原消防署警防第1係				4	20	係長のうち3名は指揮、救急、救助の担当係長
	南町分署警防第1係				3	15	係長のうち2名は救急、救助の担当係長
小	荻窪出張所警防第1係				2	8	係長のうち1名は救急の担当係長
田	国府津出張所警防第1係				2	8	
原	栢山出張所警防第1係				2	8	
消	西大友出張所警防1係				1	5	
l :	警防第2課		1	2	<u>'</u>	-	副課長のうち1名は南町分署に配置
防	小田原消防署警防第2係		!		4	20	
署	南町分署警防第2係				3		係長のうち2名は救急、救助の担当係長
	= =						
	荻窪出張所警防第2係				2	8	
	国府津出張所警防第2係				2	8	THE STATE OF THE S
	栢山出張所警防第2係				2	8	係長のうち 1 名は救急の担当係長
	西大友出張所警防 2 係				1	5	
	小田原消防署計	1	3	5	29	131	
		1					
	消防課		1	1			
	消防係				1	3	
	警防第1課		1	2			副課長のうち1名は松田分署に配置
	足柄消防署警防第1係				3	15	係長のうち2名は指揮、救急の担当係長
足	松田分署警防第1係		1		3	12	係長のうち2名は救急、救助の担当係長
柄	中井出張所警防第1係				2	8	係長のうち1名は救急の担当係長
	山北出張所警防第1係				2	8	係長のうち1名は救急の担当係長
消	岡本出張所警防第1係				1	5	
防	警防第2課		1	2			副課長のうち1名は松田分署に配置
署	足柄消防署警防第2係		1		3	15	係長のうち2名は指揮、救急の担当係長
者	松田分署警防第2係				3	12	
	中井出張所警防第2係				2	8	係長のうち1名は救急の担当係長
	山北出張所警防第2係				2	8	係長のうち1名は救急の担当係長
			1		1	5	
	岡本出張所警防第2係		_	-			
	足柄消防署計	1	3	5	23	99	
	合 計	4	12	17	61	259	



- 1 小田原市の職名に応じ階級を設定する。
- 2 広域化時の足柄消防組合職員の階級は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。

広域化の方式が小田原市への事務委託であることから、「小田原市消防職員の職の設置等に関する規則」に基づき、階級については職名に応じて設定することとなる。

足柄消防組合職員の広域化時の階級については、同じ学歴、同じ経験年数等を持つ小田原市職員と同じ階級に設定することが合理的であるため、小田原市の基準に基づき、小田原市職員との均衡を考慮して決定することとする。

#### 《階級設定の現状》

小田	原市		足柄河	肖防組合	
階級		職名		階級	
消防正監	消防長		消防長	消防監	
\$出 7十 6左	副消防長		次長		
消防監	署長		署長	<b>当叶司</b>	
当吐司春目	副署長		<u> </u>	消防司令長	
消防司令長	課長		課長		
			課長補佐		
消防司令	副課長		分署・分遣所長		
	係長			消防司令	
	担当係長		_		
Wat - V 14			-> +A		
消防司令補	` <del>-</del>		主幹		
	主査		副主幹	消防司令補 消防司令補	
West I E			主査	-	
消防士長	- I-		主任	W 1 =	
WITH THE	主任		消防士長	消防士長	
消防副士長	消防副士長		消防副士長	消防副士長	
消防士	消防士		消防士	消防士	

### 《職名ごとに充てられる階級 (広域化後)》

	職名		階級
消	防	長	消防正監
副	消防	長	消 防 監
署		長	消 防 監
副	署	長	消防司令長
課		長	消防司令長
副	課	長	消防司令
係		長	消防司令
担	当 係	長	消防司令補
主		査	消防司令補
主		任	消防士長
消	防 副 士	長	消防副士長
消	防	±	消 防 士

#### (5) 人事異動

1 広域化時の異動は必要最小限に留め、2年目以降は異動の範囲を拡大する。

円滑な広域化を図るには、これまで培ってきた消防団や自主防災組織等との緊密な関係を広域化後も継承する必要があることから、広域化時の異動は必要最小限とすることとする。

しかしながら、広域化2年目以降は、徐々に異動の範囲を拡大し職員の融和、組織の活性化 を図る必要がある。

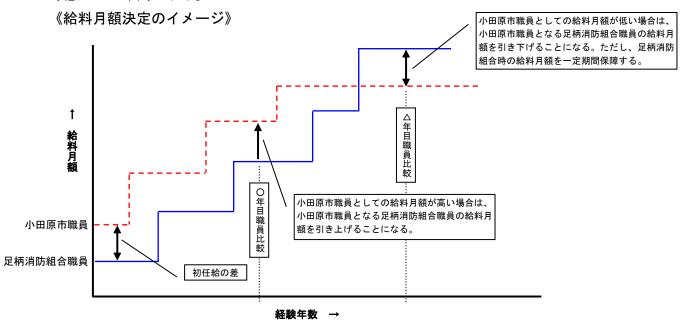
なお、人事異動にあたっては、職員の意欲、適性、能力などを考慮し、人事評価結果や自己 申告を活用した適材適所の配置とすることとする。

#### (6) 給料

- 1 小田原市職員となる者の給料月額(職務の級の号給)は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。
- 2 小田原市職員として受ける給料月額が、小田原市職員となる前日に受けていた給料月額に達しない者については、5年間その差額を保障(現給保障)する。

広域化に伴い小田原市職員となる足柄消防組合職員の給料月額(職務の級の号給)については、同じ学歴、同じ経験年数等を持つ小田原市職員の給料月額(職務の級の号給)と同等とすることが合理的であるため、小田原市の基準に基づき、小田原市職員との均衡を考慮して決定することとする。

しかしながら、給料は給与の大部分を占めるなど生活給的な要素が大きく、この取扱いによっては、生活設計上、多大な影響を及ぼすことにもなることから、前述の原則に基づきつつも、小田原市職員として受ける給料月額が、小田原市職員となる前日に受けていた給料月額に達しない者については、激変緩和措置として、一定期間その差額を保障(現給保障)することとする。なお、保障期間は、現給保障額を超えるために必要な期間及び職員のモチベーション等を考慮して5年間とする。



#### 《初任給比較》

平成 24 年 4 月 1 日現在

学歴	小田原市	足柄消防組合	比較差
1 224 <del></del>	101 600 III	178,800 円	12,800 円
大学卒	191,600 円	【185,800円】	【5,800円】
<i>1</i> = + <del>↑</del>	170 000 FI	158, 700 円	20, 100 円
短大卒	178, 800 円	【168,900円】	【9,900円】
古状女	161 600 III	144, 500 円	17, 100 円
高校卒	161,600 円	【149,800円】	【11,800円】

<sup>\*【】:</sup>H22 年以前の初任給

### (7)諸手当(退職手当を除く)

- 1 諸手当は、小田原市職員となったときから、小田原市の基準で支給する。
- 2 諸手当の現給保障は行わない。

諸手当は、その条件を満たす全ての職員に対して、同一の金額又は同一の率で支給するものであることから、小田原市の職員となったときから、小田原市の基準で諸手当を支給することとする。

また、給料に対し諸手当については、生活給的な要素や生活設計に与える影響は相対的に低いことから、激変緩和措置としての現給保障は行わない。

#### 《諸手当の現状》

平成24年4月1日現在

手当名	小田原市 対象・分類	小田原市	足柄消防組合	比較	足柄消防組合 対象・分類
	配偶者	13, 700 円	13, 700 円		小田原市に同じ
	扶養1人目(配偶者なし)	11, 200 円	11, 200 円		1
扶養手当	扶養2人目	7, 800 円	7, 800 円		1
	扶養3人目	6, 500 円	6, 500 円		<b>↑</b>
	加算	5,000円	5,000円		1
地域手当(平	P成 25 年 4 月 1 日現在)	3%	0%	3%	<b>↑</b>
	持ち家	15,500 円	12,800 円	2,700 円	<b>↑</b>
住居手当	賃貸(3万円超える家賃)	30,000 円	上限 30,600 円	△600円	<b>↑</b>
	賃貸(3万円以下の家賃)	家賃相当額	下限 6,300円		<b>↑</b>
	交通機関 (最高額)	55,000 円	55,000 円		<b>↑</b>
	交通用具 2~5 km	3,000 円	2,000円	1,000円	1
	5∼10 km	5, 100 円	4, 100 円	1,000 円	<b>↑</b>
	10∼15 km	6,500 円	6,500 円		<b>↑</b>
	15∼20 km	8,900 円	8,900 円		<b>↑</b>
	20∼25 km	11,300 円	11,300 円		<b>↑</b>
通勤手当	25∼30 km	13,700 円	13,700 円		<b>↑</b>
<b>週 到 于 ヨ</b>	30∼35 km	16,100 円	16,100 円		1
	35∼40 km	18,500 円	18,500 円		<b>↑</b>
	40∼45 km	20,900 円	20,900 円		<b>↑</b>
	45∼50 km	21,800 円	21,800 円		<b>↑</b>
	50∼55 km	22, 700 円	22,700 円		<b>↑</b>
	55∼60 km	23,600 円	23,600 円		<b>↑</b>
	60 km∼	24,500 円	24,500 円		<b>↑</b>
時間外勤務司	手当(1 時間当たり単価)	※Aの方法	※Bの方法	約△10円	<b>↑</b>
休日勤務手	当(1 時間当たり単価)	※Aの方法	※Bの方法	約△10円	<b>↑</b>
夜間勤務手	当(1 時間当たり単価)	※Aの方法	※Bの方法	約△10円	<b>↑</b>
	8級 理事	100,000 円	_	_	_
	8級 部長、消防長	98,000 円	85,000 円	13,000 円	8級∶消防長
管理職手当	8級 副部長、副消防長	90,000 円	76,000 円	14,000 円	8級∶次長
6 生戦丁コ	7級 消防署長	85,000 円	72,000 円	13,000 円	8級∶参事・消防署長
	7級 課長	85,000 円	69,000 円	16,000 円	7級∶課長
	6級 副課長	75,000 円	54,000 円	21,000 円	7級:課長補佐、分署長・分遣所長

	6月期	122. 5/100	122. 5/100		小田原市に同じ	
	12 月期	137. 5/100	137. 5/100		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	役職加算(8級消防長)	20%	20%		8級∶消防長	
	役職加算(8級副消防長)	15%	15%		8級:次長	
	役職加算(7級消防署長)	15%	15%		8級:参事・消防署長	
期末手当	役職加算(7級課長)	15%	15%		7級:課長	
	役職加算(6級副課長)	10%	10%		7級:課長補佐、分署長・分遣所長	
	<b>役職加算</b>	5%	10%	△5%	6級:主幹	
	(5 級係長・4 級主査)		5%		5級:副主幹、4級:主査	
	_	_	5%	△5%	3級:主任	
勤勉手当6月		67. 5/100	67. 5/100		小田原市に同じ	
		地上 10 メートル以	高さ15メートル以			
	高所作業手当	上の高所において、消	上の消防作業に従事			
		火作業若しくは人命 救助の業務に従事し、	日額 250 円		   高所作業手当	
		又はこれらの訓練に			四/// 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	
		従事したとき日額 200				
		円	火災その他の災害			
		_	に出動1回につき			
			200円			
		災害出動の際に消 防ポンプ自動車、救助	災害及び訓練で消 防はしご車以外の運			
		工作車、救急車その他	転業務に従事 日額		実売まり	
		の消防車両の運転業	100 円~130 円		運転手当	
		務に従事したとき日 額 100円				
		災害出動の際に消	災害及び訓練で消			
		防はしご車の運転業	防はしご車の運転業		   運転手当	
		務に従事したとき日 額 150 円	務に従事したとき日 額 200 円			
特殊勤務		消防法第2条第9項	教急活動に出動			
手 当		に規定する救急業務	(次項のものを除			
		(次項のものを除く)	く)1回につき200円			
		に従事1回につき150 円			#L 4 11 = 1 = 7 \ \tag{2.11}	
		* *			救急出動手当 	
		救急業務(救急救命 士の資格を有する消	救急活動に出動(救 急救命士)1回につき			
		防吏員)に従事1回に	300 円~510 円			
		つき 250 円				
		災害発生時の救助 作業に従事1回につき				
		400円	_		_	
		潜水器具を着用し	災害及び訓練で、			
		て潜水救助作業の訓	潜水用具を用いて潜		潜水作業手当	
		練に従事   日額 400円	水作業に従事 日額 400円			
	_		山岳において救助			
		_	活動、捜索活動又は 訓練に従事 日額		山岳手当	
			訓練に使事 日観 400円			
	l	1				

: 足柄消防組合の方が高い値 : 小田原市の方が高い値

\*1 時間当たりの単価計算方法

A (小田原市の場合): (給料月額+これに対する地域手当月額)×12/a

a:1週間当たりの勤務時間数×52-1週間当たり時間数/5×15 【a=1,898.75】

B (足柄消防組合の場合) : 給料月額×12/b b:1年間の勤務時間数 【b=1,891】

#### (8) 退職手当

- 1 退職手当は、小田原市の基準に基づき支給する。
- 2 足柄消防組合における退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、小田原市職員の勤続期間に通算する。
- 3 激変緩和措置として、経過措置を設ける。

足柄消防組合の職員については、消防の広域化による事務委託に伴い小田原市職員として採用され、小田原市職員として退職することから、小田原市の基準に基づき退職手当を支給することとする。

また、退職手当の算定の基礎となる勤続期間については、小田原市に採用される足柄消防組合の職員の不利益にならないよう、採用にあたっては、足柄消防組合における退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、小田原市職員の勤続期間に通算することとする。

退職手当の支給額の変動は、職員の生活設計への影響が大きいことから、足柄消防組合の職員の不利益にならないよう、激減緩和措置として、経過措置(広域化の前日に整理退職したと仮定した場合の退職手当を保障)を設けることとする。

#### 《退職手当の現状比較》

平成 24 年 4 月 1 日現在

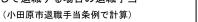
項目		小田原市	足柄消防組合	比較	足柄消防組合分類	
方式		市	神奈川県市町村職員 退職 手 当 組 合			
支給規定		小田原市職員の退職 手当に関する条例	神奈川県市町村職員 退職手当組合条例			
支給率	自己都合	勤続 20 年	23.5 月分	23.5 月分		
		勤続 25 年	33.5 月分	33.5 月分		
		勤続 35 年	47.5 月分	47.5 月分		
		最高限度	59.28 月分	59.28 月分		
	·整 理 ·勧 奨 ·定 年	勤続 20 年	30.55 月分	30.55 月分		
		勤続 25 年	41.34 月分	41.34 月分		
		勤続 35 年	59.28 月分	59.28 月分		
		最高限度	59.28 月分	59.28 月分		
		8級 消防長	1号(45,850円)	3号(41,700円)	4, 150 円	8級 消防長
		8級 副消防長	2号(41,700円)	3号(41,700円)		8級 次長
		7級 消防署長	2号(41,700円)	3号(41,700円)		8級 参事・消防署長
		7級 課長	2号(41,700円)	4号(33,350円)	8, 350 円	7級 課長
調整額		6級 副課長	3号(33,350円)	4号 (33,350円)		7級 課長補佐、分署長·分 遣所長
		5級 係長	4号(25,000円)			
		4級 主査 5		5号(25,000円)	△4, 150 円	6級 主幹
			5号(20,850円)	6号(20,850円)		5級 副主幹
				7号 (16,700円)	4, 150 円	4級 主査
		3級 主任	6号 (16,700円)	7号 (16,700円)		3級 主任

: 足柄消防組合の方が高い値 \*表の調整額は、平成23年度の職責から適用 : 小田原市の方が高い値

\*衣の調金領は、半成 23 年度の戦員から適用

#### 《経過措置の例》

平成 25 年 3 月 31 日以降に小田原市職員 として退職する場合の退職手当





平成 25 年 3 月 30 日付けで足柄消防組合職員として整理退職したと仮定した場合の退職手当



**支給** (例 1 参照)



平成 25 年 3 月 31 日以降に小田原市職員と して退職する場合の退職手当 (小田原市退職手当条例で計算)



平成 25 年 3 月 30 日付けで足柄消防組合職 員として整理退職したと仮定した場合の退 職手当

足柄消防組合:課長補佐職 5 年、勤続 40 年、給料 45 万円、整理退職、退職手当支給率 59.28、調整額 33,350 円 (60 月) 小 田 原 市:副課長職 7 年、勤続 42 年、給料 42 万円、定年退職、退職手当支給率 59.28、調整額 33,350 円 (60 月) \_(足柄消防組合時: 45 万円×59.28 +33,350×60 = 28,677,000 円) ⇒ 【支給額】

(小田原市 :42 万円×59.28 +33,350×60 = 26,898,600円)(△1,778,400円)

足柄消防組合: 主幹職 5 年、勤続 25 年、給料 42 万円、整理退職、退職手当支給率 41.34 、調整額 25,000 円(60 月) 小 田 原 市: 係長職 3 年、勤続 28 年、給料 39 万円、定年退職、退職手当支給率 46.956、調整額 25,000 円(係長 36 月) 調整額 20,850 円(主査 24 月)

(足柄消防組合時:42 万円×41.34 +25,000×60 = 18,862,800 円) (△850,440 円) (小田原市 :39 万円×46.956 +25,000×36+20,850×24 = 19,713,240 円) ⇒ 【支給額】

(例 2)

(例1)



1 職員の福利厚生は、小田原市職員となったときから、小田原市職員としての制度を適用する。

消防の広域化に伴い足柄消防組合職員は、小田原市職員として採用されることから、小田原市職員としての福利厚生制度(共済制度、公務災害補償制度、安全衛生制度等)を適用する。

#### 《福利厚生制度の比較》

項目	小田原市	足柄消防組合
共済制度	・地方公務員等共済組合法 ・神奈川県市町村職員共済組合(加入)	同左
公務災害補償制度	<ul><li>・地方公務員災害補償法</li><li>・小田原市消防賞じゅつ金及び殉職者特別 賞じゅつ金に関する条例</li><li>・小田原市職員公務災害等見舞金支給要綱</li></ul>	・地方公務員災害補償法 ・足柄消防組合消防賞じゅつ金及び殉職者 特別賞じゅつ金条例
安全衛生制度	<ul><li>労働安全衛生法</li><li>小田原市職員安全衛生管理規程</li></ul>	・労働安全衛生法 ・足柄消防組合職員安全衛生管理規程
職員互助会	職員の互助共済及び福利厚生を増進する ために設立された組織であり、職員からの 会費及び市からの委託料をもとに運営。 主な事業として、人間ドッグ負担金の一 部助成、メンタルヘルス対策事業、職員に 対する慶弔金や見舞金の給付事業、生活資 金の貸付事業、生活物資の斡旋等を実施。	職員の互助共済及び福利厚生を増進する ために設立された組織であり、職員からの 会費及び組合からの助成金をもとに運営。 主な事業として、職員に対する慶弔金や 見舞金及び人間ドッグ助成金の給付等を実 施。

#### (10)被服等貸与品

- 1 消防吏員に貸与する被服等(以下「貸与品」という。)は、小田原市の基準に統一する。
- 2 広域化実施にあわせ原則、すべての貸与品を統一する。

貸与品については、消防組織法第16条第2項の規定及び消防吏員服制基準(昭和42年2月3日消防庁告示第1号)に基づき、種類及び対象等について小田原市及び足柄消防組合の規則で定められている。

現状、貸与品の種類は、各消防本部とも概ね共通しているが、広域化後の業務を円滑に進めるため、仕様等を含め基準を統一する。なお、広域化の手法が小田原市への事務委託であることから、「小田原市消防吏員の階級、服制等に関する規則(昭和39年7月1日規則第25号)」に基づき基準を統一する。

基準の統一時期については、広域化に係る住民周知に資すること、また、職員の士気向上及 び一体感の醸成につながることなどを踏まえ、広域化実施時とすることとする。

### 《現状の貸与品の種類》

平成23年4月1日現在

	種	類	小田原市	足柄消防組合
			冬服上下	冬服上下
			ネクタイ	ネクタイ
	_	冬服	冬帽	冬帽
	男子		冬服バンド	冬服バンド
	,		夏服上下	夏服上下
制服		夏服	夏服バンド	夏服バンド
7110			夏帽	夏帽
		<b>6</b> 00	冬服上下	冬服上下
	女	冬服	冬帽	冬帽
	女子	<b>=</b> 10	夏服上下	夏服上下
		夏服	夏帽	夏帽
			執務服上下	作業服上下(冬略装用)
	41 76		_	ハイネック
	執務	拉	執務服バンド	革バンド
			アポロキャップ	アポロキャップ
			防火保安帽	防火保安帽
			防火衣	防火衣
	防火	报	防火ゴム長靴	防火ゴム長靴
			保安帽	保安帽
			安全ベルト	安全ベルト
			救急衣	救急白衣
				冬服上下
	救急	313		枚       冬帽       盛夏服上下
	12/6/	JIX.	_	服 盛夏服上下
				盛夏帽
				救急服バンド
			救助服上下	救助服上下
	救助	报	救助服バンド	救助服バンド
			_	救助帽
	防寒	ᡮ	防寒衣(ブルゾン)	消防防寒衣(ブルゾン)
	19372		_	救急防寒衣
			編上靴	編上靴
	靴		_	短靴又は半長靴
				ゴム長靴
	雨衣	ξ	雨衣	雨衣
			身分証	<del>-</del>
	その	他	階級章	階級章
			階級略章	_

# 4 施設

# (1)消防指令センター

- 1 小田原市消防本部に消防指令センターを統合する。
- 2 消防情報指令システム(以下「指令システム」という。)を改修し、機能を統合する。
- 3 消防の広域化と同時に、消防指令センターを統合する。
- 4 消防指令センターの運用は、原則、小田原市消防本部の運用に合わせる。
- 5 当面の間、小田原市及び足柄消防組合消防本部の指令業務経験職員を配置し運用する。
- 6 新たに情報司令課を設置し、情報管理の一元化を図る。

消防通信指令業務を行うにあたっては、消防本部に設置される警備本部との連携が不可欠と

なるため、小田原市消防本部に消防指令センターを設置する必要があるが、同センターの中核を成す指令システムの整備については、災害規模に応じて中・大規模モードへの切り替え運用が可能であり、通報が集中する状況下においても的確かつ迅速に対応できる体制が確立されていること、また、データの改修及び回線の増設等により、管轄人口約40万人まで対応することが可能な小田原市の現指令システムを改修し使用することが機能面の確保及び財政負担の縮減の観点からも適当である。

広域化による統一的な部隊運用を実現するためには、消防指令センター及び指令システムの 統合が必須であることのほか、国等の財政支援を見込むことからも、これらの統合時期につい ては広域化と同時になる。

また、広域化後の消防指令センターの運用にあたっては、小田原市消防本部の指令システムに統一することから、原則、小田原市消防本部の通信指令業務に合わせて運用することとするが、広域化による管轄区域の拡大に対応するために、小田原市及び足柄地域の地理、水利等を熟知している指令担当職員を当面の間、配置し運用することとする。

なお、広域化により個人情報(住民基本台帳及び災害時に援護が必要となる者の情報等)、 消防業務情報(防火対象物情報等)及び職員管理情報等が増加することから、情報司令課を設 け管理の一元化を図ることとする。

\*警備本部:非常災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は気象の状況等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときに設置し、必要な人員を導入して情報収集及び関係機関との連絡調整、広報活動等を行う体制。

#### 《消防情報指令システムの主な機能等》

	装置名称	主な機能	増設等機器	足柄消防 組合指令 システム
指令第	接置	指令管制業務に関するすべての有無線を取扱うとともに、119番通報の覚知、出動車両の自動出動隊編成、出動指令、現場支援情報を統括する。通常時、3席で運用する指令台を、災害規模に応じて中規模モード、大規模モードに切り替え運用する。	指令台 1 席分 増設 計 4 席 (足柄消防組合か ら1席分移設)	有
指揮台	台 台	指令台と同等の機能をもち、災害事案処理全体の運用等を把握するととも に、通報が集中した場合に指令台として対応できる。		無
無線網	統制台	消防無線の全チャンネルを収容して無線交信の統制を行う。		無
表示哲		指令台の前面に設置する 100 インチサイズの液晶モニタ 3 面により、次の情報を表示する。 ①車両運用 ②支援情報(災害件数、気象情報等) ③ 多目的情報		無
車両動	動態位置管理装置	出動等している車両の情報 (現在地、活動状況等) を指令システムで管理 する。		有
順次排	指令装置	災害への出動指令の指示により、あらかじめ登録した指令先に電話を使用 して災害情報を自動に通報する。		有
電子	メール指令装置	災害種別や災害規模に応じ、消防職員、消防団員に召集指令等をメールに て送信する。		有
119 番	番メール受信装置	メールによる 119 番通報を受信する。		無
災害	<b>伏況等自動案内装置</b>	地域住民からの電話問い合わせに対して、発生中の災害状況等を自動的に 応答し案内する。		有
気象性	青報収集装置	管内に設置した観測装置の観測データを管理し、情報の検索や分析を行う。		有
動画値	象伝送装置	災害現場の画像を、FOMA 回線を利用して通信指令室に送信する。		無
緊急地	地震速報	気象庁から配信される緊急地震速報データを指令台に取り込み、無線回線 を利用して、自動で各署及び移動中の車両へ放送を行うとともに、消防本部 及び南分署庁舎車庫のシャッターを自動で開放する。		無
消防	消防情報管理システム	火災・救急等の活動報告書の作成や防火対象物・危険物施設の台帳管理、 各種統計処理など GIS (地理情報システム) を用いて一元管理を行う。	増設及び改修	有
A シ ス	警備本部システム	大規模災害時に警備本部、市災害対策本部等の関係機関と災害情報、被害 情報及び対応情報等の情報を共有する。	増設及び改修	無
ス テ ム	モバイル端末 (携帯無線情報端末)	消防 O A システムを端末機器により遠隔操作し、現場等から災害情報又は 業務処理を行う。	新規設置	無
かけつけ通報システム		消防庁舎入口付近に駆けつけ電話を設置し、消防隊が災害出動等により不 在時、近隣住民の駆けつけ通報等を通信指令室で対応する。	増設	無
<del> </del> ←全日	 監視カメラ装置	各署車庫及び玄関に設置し、各署及び通信指令室で監視を行う。	増設	無

※小田原市の指令システムの主な機能は表のとおりであり、機能を統合するため機器等の増設及び改修が必要となる。

※足柄消防組合の指令システムは、データ等を改修することで既存の設備を小田原市の指令システムと接続して使用することができる。



	業務内容等		小田原市消防本部	足柄消防組合消防本部
		通信専従員	12名(警備第1課6名、警備第2課6名)	10名(第1警備課5名、第2警備課5名)
		勤務体制	2 部制	2 部制
,	勤務体制	最低人員	最低 4 名確保	最低3名確保
	主儿 化 印1		通信員が1名以上勤務	通信員が勤務しない時間帯あり
		夜間帯勤務人員 (22:00~6:00)	消防隊員、救助隊員が勤務	消防隊員、特科消防隊員及び救急隊員が
		(22:00 0:00)	(救急隊員は勤務しない)	勤務し、出動時は、通信員がカバーする。
	災害件数	火災	72 件	38 件
	火百仟奴 (H19~23年	救急	9, 114 件	3,960件
	平均)	救助	61 件	57 件
		合計	9, 247 件	4, 056 件
	119 番着信	数(H22 年中) ·	19, 914 件	8,967件
		管理職	管理職等にEメールで情報提供	管理職等にEメールで情報提供(火災は全職員)
		関係機関	関係機関等に電話で順次連絡し情報提供	・関係機関等に電話で順次連絡し情報提供 ・1 市 5 町に直通電話で順次連絡し情報提供
	災害連絡	   消防団	出動区域の消防団員にEメール連絡	・災害発生した市町の消防団員にEメール連絡 ・災害発生した市町の消防団担当へEメール連
		7月10000	(電話含む)	格 (順次連絡含む)
		国・県への連絡	国・県への速報該当事故連絡(夜間、休日) (夜間、休日以外は、予防課で対応)	国・県への速報該当事故連絡(第1報を対応)
		災害速報	秘書室、防災対策課、消防本部各課へ災	特異事案を市秘書課、町総務課・防災課
		人口还拉	害速報をメール配信	等の担当者へ電話連絡
		与免数却	・全署所に一斉連絡	・全署所に一斉連絡
		気象警報 	・防災対策課等の関係機関に順次連絡(電	・管理職以上にEメール連絡
<b>&lt;</b> <<			話)で連絡 ・各署所に一斉連絡	・南足柄市へ直通電話で連絡・各署所に一斉連絡
災害対			・防災対策課等の関係機関電話連絡	・1 市 5 町の管理職及び消防団長へメール
対応		水防警報等	・消防総務課から消防団へ水防連絡内容	等で連絡(市町及び消防団で対応を判断)
יטיו			(待機等)をメール等で連絡	The state of the s
			三保ダム・飯泉取水堰等からの放流連絡	三保ダム・飯泉取水堰からの放流連絡を
			を受理し、各署及び関係機関へ連絡	受理し、各署へ連絡
		   酒匂川水系	静岡県富士山南東部及び神奈川県西湘	・静岡県富士山南東部に大雨洪水注意報が
	その他連絡	の連絡	区域に大雨洪水注意報が発令された場合、	発令された場合、FAXにより県防災消
		37 XZ 412	各署及び関係機関に連絡	防課及び小田原市消防本部に連絡
			4/00 10/01 C:00 10:00 DE	・各署に一斉放送
			4/29~12/31 6:00~18:00 の間	4/29~12/31 6:00~18:00 の間
		足柄上地域水質   事故時緊急連絡		該当市町・飯泉取水管理事務所・小田原    消防へ電話連絡
			気象庁から配信される緊急地震速報のデ	
		   緊急地震速	一タを指令台に取り込み、無線回線を利用し	
		報の対応	て、自動で各署及び移動中の車両へ放送を	
		一 一大人 マングリルい	行うとともに、消防本部及び南分署庁舎車庫	
			のシャッターを自動で開放	
		EE.1	消防庁舎入口付近に駆けつけ電話を設置	
		駆けつけ通報	し、消防隊が災害出動等により不在時、近隣	
			住民の駆けつけ通報等を通信指令室で対応	

# (2) 消防救急無線デジタル化 (活動波)

- 1 消防救急無線のデジタル化 (活動波) については、広域化参画市町で共同整備を行う。
- 2 活動波の運用開始は、共通波に合わせる。ただし、最終的な運用開始日については、実施設計を踏まえ、決定することとする。

消防救急無線については、電波法関係審査基準の改正(平成15年10月)により、現在各消防



当該無線には、「<u>共通波</u>」と「<u>活動波</u>」があるが、このうち「共通波」については、神奈川県では、県内を1ブロックとした共同整備を行うこととなっている。また、「活動波」については、消防本部単位での整備を要することとされているほか、消防の広域化により消防通信指令業務が自ずと統一されるため、消防救急デジタル無線(活動波)整備事業については、2市5町の枠組みで共同整備を行う必要がある。

運用開始の時期については、神奈川県における「共通波」の運用開始が平成27年4月とする計画で推進されていることを踏まえ、「活動波」の整備についても同時期に実施することで、<u>移動局</u>の整備費用のほか、「活動波」用のアナログ無線施設の保守費用等の削減などの財政面における効果が見込まれる。

また、整備工事が全国的に集中する可能性が見込まれる平成27年度工事を避けることにより、優良な施工業者の確保が期待できるほか、デジタル化移行に伴う不測の事態への対応に係る時間的余裕が生じるなど、財政面以外の効果も期待できる。

- \*共通波:国内の緊急消防援助隊での活動時や県内の相互応援時に各消防本部間などで活用する無線通信網。
- \*活動波:各消防本部が通常の火災、救急救助活動等に使用する無線通信網であり、各消防本部で整備を行う。
- \*移動局:主に各種消防・救急車両に搭載される無線機及び隊員が車両を離れる際等に用いられる携帯無線機。

#### 《デジタル化のスケジュール》

年度	23	24	25	26	27	28
共通波	実施設計		整備工事		運	用
活動波		基本設計及び 電波伝搬路調査	実施設計	整備工事	運	用

#### (3)消防水利

1 消防に必要な水利施設(以下「消防水利」という。)は、広域参画市町が設置し、維持及び管理をする。

消防水利は、消防法 (昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号) 第 20 条に基づき、市町村が設置し、維持及び管理することとされている。

また、現状において小田原市及び足柄消防組合の両消防本部ともに消防水利に係る事務を有していない(各市町で実施)ことからも、広域化後も現状どおりとすることが適当である。

#### 《消防水利の現状》

(単位:基)

市町名	消火栓	防火水槽
小田原市	2, 230	649
南足柄市	695	162
中井町	339	126
大井町	277	121
松田町	241	79
山北町	392	92
開成町	362	21
合 計	4, 536	1, 250

\*平成 23 年 4 月 1 日現在



#### (1)財産

- 1 小田原市が事務を受託する上で必要な委託市町が有する財産等の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 庁舎敷地等の土地
  - ・庁舎敷地等の土地は、委託市町が所有し、無償で小田原市に貸与する。
- (2) 庁舎等の施設
  - ・庁舎等の施設は、小田原市に譲与する。
- (3) 物品(車両等の備品及び消耗品)
  - ・物品については、小田原市に譲与する。
- 2 小田原市が事務を受託する上で必要な新規取得財産等の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 庁舎敷地等の土地
  - ・庁舎敷地等の土地については、委託市町が取得及び所有し、無償で小田原市に貸与する。
- (2) 庁舎等の施設
  - ・庁舎等の施設については、小田原市が取得及び所有する。
- (3) 物品(車両等の備品及び消耗品)
  - ・物品(車両を含めた備品及び消耗品)については、小田原市が取得及び所有する。

広域化の方式が事務委託であることから、他の用途に利用可能な財産である土地については、 譲与することは適当とは言えず、また、事務委託契約が解消される場合、署所の再配置により 土地に余剰が生じた場合等、その帰属が大きな課題となり得ることからも、新規取得する土地 を含めて、委託市町が所有することとする。

庁舎等の施設については、既存、新規を問わず、消防行政の質を担保する観点から、維持管理の実施及び修繕計画の策定等を受託者として現場を熟知している小田原市が主体的かつ速やかに行うことが望ましいことから、小田原市の所有とすることとする。

物品についても庁舎等の施設と同様の理由に加え、用途が限定されること及び比較的短期間での更新、消費を前提としていることなどから、小田原市の所有とすることとする。

#### 《貸与対象の土地》

用途	地 番	地 積 (㎡)	所有
本部・本署敷地	南足柄市怒田 40 番 1 外 5 筆	3, 719. 26	南足柄市
岡本分遣所敷地	南足柄市岩原 1025 番地 5 外 1 筆	1, 130. 00	同上
中井分遣所敷地	中井町雑色 120-1 外 1 筆	1, 311. 00	中井町
山北分遣所敷地	山北町山北 2056-1	655. 47	山北町
松田分署敷地	松田町松田惣領 2073-1	895. 82	足柄消防組合

<sup>\*</sup>用途は、平成24年4月1日現在のもの。

# 《譲与対象の建物》

名 称	所 在	構 造	延床面積 (㎡)
本部・署庁舎	南足柄市怒田 40 番地 1	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階	1, 313. 00
同 車庫	同上	鉄骨ブロック造 地上1階	68. 04
同 新車庫	同上	鉄骨造 地上1階	40. 00
同 救急消毒室	同上	木造 地上1階	9. 90
同 ホース掛け	同上	鉄筋コンクリート造	1.00
同 訓練棟	同上	鉄パイプ造	16. 20
同 高所訓練棟	同上	コンクリートパイル造	_
岡本分遣所 庁舎	南足柄市岩原 1025 番地 5	鉄筋コンクリート造 地上1階一部2階	525. 00
同 救急消毒室	同上	木造 地上1階	9. 90
松田分署 庁舎	松田町松田惣領 2073-1	鉄筋コンクリート造 地上3階	895. 00
同 宿舎・車庫	同上	鉄筋コンクリート造 地上2階	203. 49
中井分遣所 庁舎	中井町雑色 120-1 番地	鉄骨造 地上1階	288. 06
山北分遣所 庁舎	山北町山北 2056-1	鉄筋コンクリート造 地上2階	307. 50
同食堂・消毒室	同上	鉄筋コンクリート造 地上1階	23. 87

<sup>\*</sup>名称は、平成24年4月1日現在のもの。

# 《譲与対象の車両》

用途	名称、規格等	現配置署所
指揮車(指揮1)	日産 セレナ (湘南 800 す 119)	総務課
防災広報車(防災広報)	日産プリメーラ ワゴン (湘南 800 め 2985)	総務課
連絡車(連絡車)	スズキ アルト (湘南 483 う 119)	総務課
指令車(指令2)	三菱 デリカスペースギア (湘南 88 さ 3866)	警防課
司令車(司令1)	三菱 パジェロ (湘南 800 す 5303)	予防課
広報車 (広報1)	日産セレナ(湘南 800 す 5766)	予防課
ポンプ車 (本署 1)	日野(湘南 800 す 6491)	本署
ポンプ車 (本署 2)	いすゞ CDー I (湘南 88 さ 3027)	本署
はしご付消防自動車(梯子1)	メルセデスベンツ DL-30 (相模 88 な 3145)	本署
化学車(化学1)	日野 化学Ⅱ型(湘南800は260)	本署
資機材搬送車 (本署 3)	トヨタ ハイエース 4WD (湘南 800 す 3553)	本署
資機材搬送車(搬送1)	日産(湘南800さ1513)	本署
高規格救急自動車(救急5)	日産 (湘南 800 す 5207)	本署
オートバイ	ホンダ (南足柄市た 157)	本署
水槽付ポンプ車(松田1)	三菱 水I-A(湘南88な129)	松田分署
水槽付ポンプ車(松田5)	三菱 水 I ーA (相模 88 せ 8257)	松田分署
ポンプ車 (松田 2)	日野 CD-I (湘南 800 す 1579)	松田分署
救助工作車(救助1)	三菱(相模 88 な 3622)	松田分署
資機材搬送車(松田3)	三菱デリカ (湘南 800 す 2275)	松田分署
資機材搬送車(松田4)	日産 アトラス(相模88た1353)	松田分署
高規格救急自動車(救急1)	トヨタ (湘南 800 す 6434)	松田分署
高規格救急自動車(救急7)	トヨタ (湘南 800 さ 7425)	松田分署
オートバイ	ホンダ (松田町ひ 214)	松田分署
オートバイ	ホンダ (松田町ひ 213)	松田分署
ポンプ車 (岡本 1)	日野 CD-I (湘南 800 す 2534)	岡本分遣所
連絡車(連絡車)	スズキ エブリィワゴン (湘南 583 う 119)	岡本分遣所
高規格救急自動車(救急6)	トヨタ (湘南 800 さ 9182)	岡本分遣所
水槽付ポンプ車(中井 1)	いすゞ 水 I ーA (湘南 800 さ 864)	中井分遣所
災害対策車(災害対策車)	スズキ (湘南 880 あ 532)	中井分遣所
高規格救急自動車(救急2)	トヨタ (湘南 800 す 1578)	中井分遣所
オートバイ	ヤマハ (中井町り305)	中井分遣所
ポンプ車(山北1)	日野 CD-I (湘南 800 さ 7695)	山北分遣所
災害対策車(災害対策車)	スズキ エブリィ (湘南 880 あ 410)	山北分遣所
高規格救急自動車(救急3)	トヨタ (湘南 800 す 3617)	山北分遣所
オートバイ	ホンダ (山北町 A726)	山北分遣所
*用途は、平成24年4月1日現在のもの。		

<sup>\*</sup>用途は、平成24年4月1日現在のもの。



- 1 小田原市へ譲与する財産等に係る債務については、小田原市が承継する。なお、当該債務の償還に係る財政負担については、承継前の債務者(広域化前に足柄消防組合を構成していた各市町)が負う。
- 2 広域化後に生じる債務については、小田原市が負う。なお、当該債務の償還に係る財政 負担については、負担金の負担方法により、関係市町で負う。
- 3 債務の承継により生ずる課題等については、その対応を別途協議する。

既存財産等を委託市町から小田原市へ譲与すること、また新規取得財産等についても小田原市が取得し所有することから、これと併せ、小田原市が債務を承継し、また広域化後に生じる債務も負うことにより、財産管理及び債務の償還に係る事務の円滑化及び効率化が効果として見込まれる。

ただし、債務の承継は、あくまでも前述の効果を目的として行うことはもとより、当該債務を伴う財産等の取得目的に変化が生じるものではないことから、債務の償還に係る財政負担については、承継前の債務者(広域化前に足柄消防組合を構成していた各市町)が負担することとする。

なお、債務の承継により生ずる課題及び各市町への影響を把握、整理するとともに、これらに対する適切且つ効果的な対応策を検討するために、広域化時までに各市町間で協議を行うことが必要である。

### 《承継見込額》

	起債対象	承継見込額 (平成24年度末残高見込額)	最終償還年度
施	本部庁舎耐震補強工事	15, 625千円	平成29年度
設	松田分署耐震補強工事	26, 125千円	平成35年度
	高規格救急車(本署救急5号)	2, 750千円	平成25年度
	消防指令台	106, 750千円	平成31年度
	中井分遣所	46,000千円	平成37年度
車	消防ポンプ自動車(本署1号)	04 750 T III	亚 + 0.7 左 - 左
ļΨJ	高規格救急車(松田救急1号)	24,750千円	平成27年度
	水槽付消防ポンプ自動車(松田1号)	36,000千円	平成28年度
	デジタル無線共通波整備	39, 400千円	平成35年度

#### 6 経費負担

### (1) 財源の確保

1 初期投資経費に対しては、国及び神奈川県等の財政支援制度を活用する。

広域化に要する初期投資経費については、協議により定められた算出方法に基づき各市町で 負担するが、可能な限り財政負担の縮減を図るため、国及び神奈川県等の財政支援制度を最大 限活用するなど、財源の確保に努める必要がある。



### 【国による財政支援措置】

	地方債				特別交付税	
経費項目	一般単独事業 • 一般補助施設整備等事業債		防災対策事業債		消防広域化臨時経費	
	(署所) 充当率 90%、交付 税算入率 30%	(本部) 充当率 90%、交付 税算入なし	充当率 75%、交付 税算入 30%	充当率 90%、交付 税算入 50%	一般財源所要額の 1/2 を特別 交付税において措置	
高機能指令 システム 改修費	×	×	×	△ (新設対象)	0	
消防本部庁 舎等改修費	0	0	0	×	×	
被 服 費	×	×	×	×	0	
本 署 旗	×	×	×	×	0	
署所表示変 更 経 費	×	×	×	×	0	
庁内 LAN 整備 関係費	×	×	×	×	0	

<sup>\*</sup>庁舎と一体的に改修する自主防災組織の訓練施設等の場合

# 【神奈川県による財政支援措置】

補助対象事業	主な補助の条件	備考
本部統合に伴う施設・設備、	(補助率) 1/2	(補助額)
資機材等の整備	(主な補助の条件)	補助対象事業費から特
W. G.L. IIII = 2 feb = 2 + 5 Hz	(1) 広域化についての合意があること。	定財源等を控除した額
消防署所等の整備	(2) 県広域化推進計画に基づく広域化(本部の統	に補助率を掛けて算出
	合)であること。	(上限:補助限度額)。
WILLIAM IS 114 A 14 ST A 24 III	(3)広域化する市町村が策定する広域化に関する	
消防通信・指令施設の整備	計画(消防運営計画等)に基づく事業であるこ	
	٤.	

# (2) 初期投資経費の区分

- 1 広域化実施までに施設等を改修及び整備し、広域化後の業務を円滑に行うための経費を初期投資経費として取り扱う。
- 2 初期投資経費は、次の項目とする。
  - 消防本部庁舎等改修
  - ・消防指令センター改修
  - ·庁内LAN整備
  - アナログ無線改修
  - ・貸与品統一
  - 車両標示及び名義変更
  - 庁舎看板等製作
  - その他

広域化実施までに必要となる経費を初期投資経費として広域化後に継続して必要となる経費 と区分することにより、広域化実施に要する各市町の財政負担額が明確になる。

なお、初期投資経費は、一時的に生じるものであるなど、その性格上、負担金として取り扱うこととする。



項目	備考
消防本部庁舎等の改修	・本部事務所及び書庫の拡張に伴う既存スペースの改修 ・中井出張所敷地内における予備救急車用車庫整備
消防指令センターの改修	機能統合にかかる、システムの改修等
庁内 LAN の整備	小田原市庁内ネットワークシステムの整備
アナログ無線施設の改修	足柄消防組合のアナログ無線施設を小田原市の指令システムに接続する工事
貸与品の統一	被服等の貸与品を小田原市の基準に統一
車両標示及び名義の変更	消防車両に標示されている消防本部等名称及び車両名称の 書換えのほか、車両所有者の名義変更手続き
庁舎看板等の製作	消防署名称変更に伴う庁舎看板等の製作
その他	消耗品、印刷製本、備品購入

#### (3) 初期投資経費の負担方法

1 初期投資経費については、投資の目的、消防力の受益者等を明確にした上で、経費項目 ごとに、次のいずれか又は幾つかを組み合わせる方法を適用し、各市町の負担額を算出することとする。

### (1)人口割

関係市町の人口割合に基づき算出する手法であり、「市町の区域や署所の管轄区域を越 えて供される消防力への投資経費と見做されるもの」に適用する。

### (2) 出動区域人口割

署所の出動区域に占める各市町の人口割合に基づき算出する方法であり、「署所に関する経費のうち主に出動区域内に供される消防力への投資と見做されるもの」に適用する。

### (3) 実費

「人口割及び出動区域人口割等の手法に拠らずとも、各市町の負担額が明確なもの」に 適用する。

各市町の負担額については、公平性、透明性を担保するとともに、受益と負担の明確化が図られる方法により定めることが必要である。

まず、2市5町全域、若しくは市町の区域及び署所の出動区域を越えて提供される消防力に係る初期投資経費については、2市5町、若しくは関係市町の人口に基づき各市町の負担額を算出するとともに、署所に配置される消防力については、基本的にはその出動区域に提供されることを前提としていることから、これに係る初期投資経費については、署所出動区域内の人口に基づき関係市町の負担額を算出することとする。

#### 《初期投資経費分類表》

項目	人口割	出動区域人口割	実 費
消防本部庁舎等改修経費	0	0	
消防指令センター改修経費	0	0	0
庁内 LAN 整備費		0	
アナログ無線施設改修費	0		
職員の被服等貸与品に係る経費	0		0
車両標示及び名義変更費	0	0	0
庁舎看板等製作費		0	0
その他経費	0	0	0

<sup>\*</sup>人口割については、構成市町2市5町によるものと足柄上地域1市5町によるものとの2種類に分類される。



1 消防救急無線デジタル化 (活動波) 経費については、原則として消防本部管轄毎に単独整備を行った場合の費用比率に基づく負担方法 (「単独整備費割」という) とし、各市町の負担額を算出することとする。

なお、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町間の費用負担は、人口割と する。

電波伝搬路調査、基本設計、実施設計及び施設整備等の消防救急無線デジタル化(活動波)に要する経費については、今回の消防の広域化に関わりなく整備を行わなければならない事業に対する経費であることから、現在の消防本部の管轄において単独整備を行った場合の費用比率を負担割合の算出基礎とすることとする。

### 《各市町の単独整備費割合》

田井夕	単独整備費	割算出	足柄上地域			
団体名	<b>単独整備費</b> (千円)	割合 (%)	<b>人口</b> (3)	人口構成比(%)		
小田原市	301, 722	38. 07%		_		
南足柄市			43, 837	39. 37%		
中井町		400 014	9, 964	8. 95%		
大 井 町	400 044		17, 810	15. 99%		
松田町	490, 814	61. 93%	11, 719	10. 52%		
山北町			11, 642	10. 45%		
開成町			16, 387	14. 72%		
合 計	792, 536	100%	111, 359	100%		

<sup>\*</sup>算出基礎:消防本部管轄の単独整備費割(足柄消防組合管轄自治体:人口割)

### (5) 事務委託に係る経費の区分

1 消防事務の委託に関する経費については、経費の性質に合わせ、委託料と負担金とに区分する。

#### (1) 委託料

毎年度持続して固定的に支出される経常的経費に係る経費であり、原則として人件費や 物件費等に適用する。

#### (2) 負担金

主として政策的経費とされる経費であり、工事請負費、車両購入費等に適用する。

消防事務の委託に係る経費については、その性質上、毎年度発生する経費と数年毎に発生する経費が存在することから、それらを区分することとする。

<sup>\*</sup>人 口: 平成 23 年 4 月 1 日現在(神奈川県人口統計調査結果)

<sup>\*</sup>単独整備費の額:消防広域化検討部会報告書「再検討事項検討結果」(神奈川県西部広域行政協議会、消防広域化検討部会作成)に記載の数値を使用。額は、平成24年1月時点における業者見積による。



経費項目	委 託 料	負 担 金
報酬	0	
給 料	0	
職員手当等	0	
共 済 費	0	
賃 金	0	
報(賞)費	0	
旅費	0	
需 用 費	0	
役 務 費	0	
委 託 料	0	〇 (大規模修繕/新築/改装)
使用料及び賃借料	0	
工事請負費	〇 (維持修繕)	〇 (大規模修繕/新築/改装)
備品購入費	〇 (負担金に区分する以外のもの)	〇 (車両/大型装備品)
負担金及び交付金	0	
公 債 費	0	

### (6) 委託料の負担方法

1 小田原市域外における消防事務に係る委託料については、原則として、必要経費に対し委託市町の人口割合に基づき算出する手法である「人口割」を適用し、委託市町ごとの負担額を算出することとする。

ただし、本部における事務については、小田原市を含めた2市5町の消防事務であることから、その事務に要する経費は2市5町による「人口割」を適用する。

各市町の委託料については、小田原市から提供される消防力への対価であることから、委託 市町の求める消防力に対する経費が適正に反映される方法により定める必要がある。

なお、足柄上地域1市5町については、これまでの費用負担の経緯を勘案し、一部市町のみ が関係する場合においても、全て人口割により各市町の委託料を算出する。



#### 《各市町人件費割当表》

(単位:人分)

			小田医士	足柄上地域							
				小田原市	(計)	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町
	本	部	53	33. 91	19. 09	7. 52	1. 71	3. 05	2. 01	1. 99	2. 81
小田	小田原 消防署	高度救助	12	7. 68	4. 32	1. 70	0. 39	0. 69	0. 45	0. 45	0. 64
田原	栢山	救急	8	6. 86	1. 14	-	-	1. 14	-	-	_
消	西大友	消防	12	9. 41	2. 59	-	-	2. 59	_	-	-
防	<u>その他</u>		137	137. 00	-	-	-	_	_	-	-
署	小田原	肖防署 計	169	160. 95	8. 05	1. 70	0. 39	4. 42	0. 45	0. 45	0. 64
		日勤	7	_	7. 00	2. 75	0. 63	1. 12	0. 74	0. 73	1. 03
	足柄消防署	指揮・特装	20	-	20.00	7. 88	1. 79	3. 20	2. 10	2. 09	2. 94
		消防	12	-	12. 00	12. 00	-	-	-	-	-
		救急	8	_	8. 00	6. 24	-	_	_	-	1. 76
足		消防	12	_	12. 00	-	-	3. 79	3. 45	-	4. 76
柄	松田	救急	8	-	8. 00	-	-	3. 01	2. 84	-	2. 15
消		救助	12	-	12. 00	4. 72	1.07	1. 92	1. 27	1. 25	1. 77
防	مال را،	消防	12	-	12. 00	-	-	_	_	12. 00	-
署	<del>礼</del> 山	救急	8	-	8.00	0. 54	-	_	_	7. 46	-
	岡本	消防 (兼務)	12	0. 71	11. 29	11. 29	-	_	_	-	-
	<b></b> #	消防	12	3. 69	8. 31	-	8. 31	_	_	-	-
	中井	救急	8	2. 38	5. 62	-	5. 37	0. 25	-	-	-
	足柄消		131	6. 78	124. 22	45. 42	17. 17	13. 29	10. 40	23. 53	14. 41
	合 (割 <sub>1</sub>	計 合)	353	201. 64 (57. 12%)	151. 36 (42. 88%)	54. 64	19. 27	20. 76	12. 86	25. 97	17. 86

- \*消防本部の職員については、構成市町の人口割にて算出 (人口:平成23年4月1日 (神奈川県人口統計調査結果))
- \*日勤職員については、関係市町の人口割にて算出(人口:平成23年4月1日(神奈川県人口統計調査結果)) \*署所の各隊職員については、出動区域人口割にて算出(人口:地域別の人口、世帯、面積災害件数等調査(平成23年9月22日))
- \*その他: 小田原消防署(日勤者、指揮、消防、救急、特装、火災原因調査)、南町分署(特別救助、特装)、荻窪出張所(消防、救急)、国府津出張所(消防、救急)、栢山出張所(消防)の各隊等を指す。
- \*同一署所であっても、部隊により出動区域が異なる場合がある。

### (7) 負担金の負担方法

1 消防事務に係る負担金については、原則として、関係市町の人口割合に基づき算出する手法である「人口割」を適用し、負担額を算出することとする。

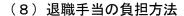
ただし、関係市町に足柄上地域1市5町が関わる場合の算出にあたっては、足柄上地域1市5町の人口割を適用するものとする。

- ・建物及び施設のうち消防署所に関するものについては、関係市町の人口割を適用する。
- ・建物及び施設のうち共用施設並びに消防車両等に関するものについては、小田原市を含めた2市5町全体の人口割を適用する。

消防事務に係る負担金については、主として消防力の整備に係る費用であることから、当該消防力に関係する市町間における適正な負担方法を定めることが必要である。

建物及び施設のうち消防署所整備に関する負担金ついては、それぞれの消防署所が関係する 市町の消防力の整備に係る経費であることから、原則として関係市町の人口割をもって負担額 を算出することとする。

一方、建物及び施設のうち消防本部施設や訓練施設等の共用施設の整備、また消防車両や大型装備品の整備については、2市5町全体の消防力の整備に係る経費であることから、原則として小田原市を含めた2市5町の人口割をもって負担金を算出することとする。



- 1 退職手当は、委託料として、単年度負担とする。
- 2 退職手当の負担方法は、広域化前に係る退職手当の分は、広域化前に属していた団体が負担し、広域化後に係る退職手当の分は、人件費を算出する負担方法を用いて2市5町で按分して負担とする。
- 3 足柄消防組合に属していた職員の平成26年度及び平成27年度の大量定年退職に伴う 足柄上地域1市5町の負担額の増加に対応するため、平成26年度からの4年間において は、足柄上地域1市5町の負担額を平準化して、本来の負担額との差額分を小田原市が一 時的に負担する。

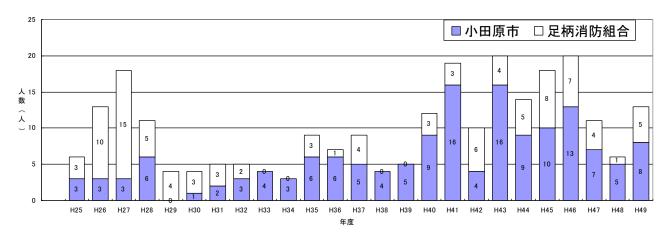
ただし、平準化により小田原市が一時負担する額に対する経費については、足柄上地域 1市5町で負担する。

広域化前に係る退職手当の分を広域化前に内在している債務と考えれば、小田原市及び足柄消防組合において、それぞれ広域化前に清算しておき、広域化後に係る退職手当の分を2市5町で按分することが望ましいが、清算には一時に多額の費用が必要であるほか、退職手当の清算は、職員にとっては大変不利益になることからも現実的ではない。よって、広域化後に職員が退職するごとに、広域化前に係る退職手当分は、広域化前に属していた団体が負担することとし、広域化後に係る退職手当の分は、人件費を算出する負担方法を用いて2市5町で按分して負担する手法によることとする。

広域化後の消防事務を受託する小田原市では、退職手当について、人件費(職員手当等)として単年度支出をしていることから、必然的に委託市町は、委託料として単年度負担をすることとなるが、平成26年度及び平成27年度には、足柄消防組合に属していた職員が大量に定年退職を迎えるため、足柄上地域1市5町においては、大きな負担が生じる。

この負担額の増大を抑えるため、平成26年度以降の4年間に限り足柄上地域1市5町の負担額を平準化して、本来の負担額との差額分を小田原市が一時的に負担して調整する手法を採ることとするが、平準化により小田原市が一時負担する額に対する経費については、足柄上地域1市5町が別途負担することとする。

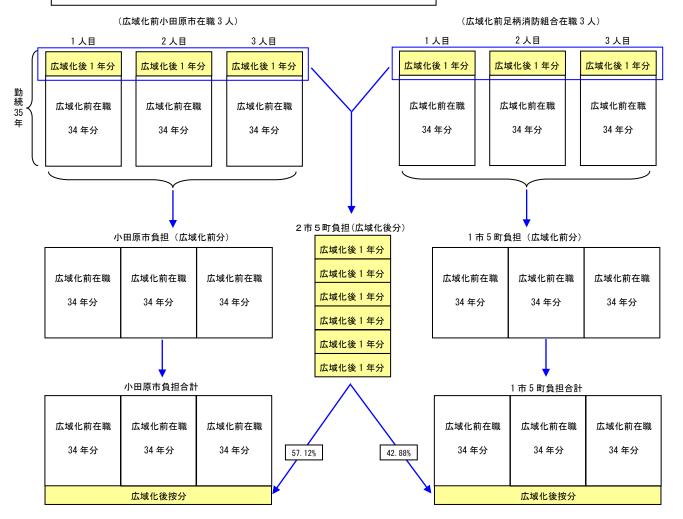
### 《年度別定年退職者数見込み (広域化後 25 年間)》



#### 《負担イメージ》

#### 【状況想定】

- 1 平成 25 年度末定年退職者 6 人 (広域前在職:小田原市 3 人、足柄消防組合 3 人)
- 2 勤続 35 年で 6 人とも定年退職 (広域前 34 年在職、広域後 1 年在職)



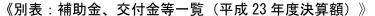
#### 7 その他

#### (1)補助金等

- 1 各消防本部で支出している補助金、交付金等(別表に掲げる補助金、交付金等に限る。) は、継続して支出する。
- 2 活動目的等が類似する団体に対する補助金、交付金等の有無及び額に差異があることから、その取扱いについては、広域化後に各市町間で調整する。

現在、消防本部ごとに支出している補助金、交付金等については、広域化後の消防行政の円滑化を図るため、当面の間、継続して支出することとする。

しかしながら、現状では、活動目的等が類似する団体への補助金、交付金の有無及び額等に 差異があることから、当該団体に対する支出の経緯や目的及び効果等に配慮しつつも、公平性、 透明性の観点から、広域化後に精査及び調整を行う。



(単位:円)

-E D	支出	出額	Httfr.			
項目	小田原市	足柄消防組合	備考			
全国消防長会会費	256, 000	204, 100				
全国消防長会関東支部会費	27, 000	27, 000				
全国消防協会負担金	94, 800	72, 600				
神奈川県消防長会会費	61, 640	47, 510				
神奈川県消友会会費	10, 900	7, 950				
消防慰霊碑管理委員会負担金	68, 100	4, 700				
神奈川県下消防救助技術指導会負担金	59, 000	46, 000				
消防学校賛助会会費	19, 000	17, 000				
県西地区消防行政協議会負担金	46, 805	41, 515				
湘南地区メディカルコントロール協議会負担金	481, 000	421, 000				
安全運転管理者会負担金	36, 000	17, 000				
県防災行政無線運営協議会負担金	571, 000	729, 500				
県防災通信網回線使用料負担金	284, 634	129, 402				
県防災行政無線衛星通信分担金	67, 500	67, 500				
リアルタイム地震情報利用協議会負担金	205, 000	_				
小田原市危険物安全協会会費	5, 500	_	危険物保有事業所等による防災組織			
あしがら防火安全協会会費	_	4, 000	危険物保有事業所、防火対象物事業所による防災組織			
高速道路協議会負担金	_	10, 000				
幼年消防クラブ助成金		10,000	開成町内保育園			
少年婦人防火委員会助成金	_	28, 000	南足柄市の防火啓発活動団体(3団体)			
合計	2, 293, 879	1, 884, 777				

<sup>【</sup>参考】防火啓発活動を行うことを目的とした団体である小田原市幼年防火委員会に対し、小田原市からの補助金及び交付金の支出はない。

### (2) 手数料等

- 1 消防法令等に基づく事務に係る手数料については、小田原市の歳入とし、消防業務に係る経費に充当する。
- 2 高速道路救急業務支弁金については、小田原市の歳入とし、消防業務に係る経費に充当する。

広域化により、危険物製造所等設置(変更)許可申請事務等の消防法令等に基づく事務については、小田原市消防本部が行うことになるため、その事務に対する手数料については、小田原市の歳入とするとともに、当該歳入額については、消防業務に係る経費に充当することとする。また、高速自動車国道での救急業務に対し、中日本高速道路株式会社から支弁される「高速道路救急業務支弁金」についても同様の扱いとする。

なお、小田原市及び足柄消防組合の条例に基づく手数料の額については、全て同額(平成24年4月1日現在)である。

### 《手数料等一覧(平成22年度実績)》

(単位:円)

145 D	15 C 5 4m	金額		
項目	項目詳細	小田原市	足柄消防組合	
	危険物製造所等設置許可申請手数料	488, 000	307, 000	
	危険物製造所等完成検査(設置)申請手数料	94, 500	153, 500	
	危険物製造所等変更許可申請手数料	1, 394, 000	1, 504, 000	
危険物製造所等設置許可等申請手数料 	危険物製造所等完成検査(変更)申請手数料	631, 750	781, 000	
	危険物製造所等完成検査前検査申請手数料	33, 000	89, 000	
	仮使用承認申請手数料	135, 000	221, 400	
消防法及び火災予防条例に基づく検 査手数料	水圧・水張、仮貯蔵・取扱承認等申請手数料	54, 000	_	
高速道路救急業務支弁金			6, 892, 000	
	合 計	2, 830, 250	9, 947, 900	



# (3) 慣行等

# 1 各市町で実施している消防出初式等の慣行は、原則、継続して行う。

消防出初式等の慣行は、それぞれの地域特性等を踏まえ、これまで継続して行われてきた経 緯があることから、原則、現状どおり継続して行うこととする。

# 《慣行等の現状》

行 事 名	団体	実施時期	担当所管課	関係	系者等の出	出席	備者
11 7 10	M MA	大心时物	地名加吉林	首長	消防長	消防団長等	VHI 行
	小田原市	1月11日	消 防 本 部 警 防 課	有	有	有	
消防出初式	足柄地域 1 市 5 町	1 市 5 町の 実施日	各市町担当課	有	有	上支部長	南足柄市、上郡1町での消防署 の演技披露(消防長は全て出席)
	小田原市		消 防 本 部 予 防 課		有	有	消防団3役 各分団巡視(特別 査察の際、消防長出席)
火災予防運動   (秋季) 	足柄地域 1 市 5 町	11/9~15	消防本部警防課		有	上支部長	5 町の消防団及び消防署の車両 防火パレード(消防長挨拶のみ)
火災予防運動	小田原市	3/1~3/7	消 防 本 部 予 防 課		有	有	消防団 3 役 各分団巡視
(春季)	足柄地域 1 市 5 町		消 防 本 部 警 防 課				
	小田原市	12/21~31	消 防 本 部 警 防 課	有	有	有	市長、消防長、消防団長等の各 署及び分団巡視
歳末火災特別警戒	足柄地域 1 市 5 町	12/25~30	消防本部警防課	組合長	有	上支部長	1市5町への督励巡視及び署隊に よる防火広報
表彰	小田原市	消防出初式又は 事案が生じた際	消 防 本 部消防総務課		有		
(一般及び功労表彰)	足柄地域 1 市 5 町	事 案 が 生じた際	消 防 本 部 総 務 課		有		消防協力者等



- 1 消防団
- (1)消防団との連携
  - 1 2市5町の消防団(以下「各消防団」という。)との連携は、原則、現在の運用を継続して行うこととし、事務担当は別表のとおりとする。
  - 2 各消防団との連携を確保するため、消防本部で消防団全体の連絡調整等を行い、消防署で 各消防団との連絡調整等を行うこととし、事務担当は別表のとおりとする。

市町ごとに置かれる消防団については、これまで、地域に根ざした活動を消防本部と連携し、 行ってきた経緯があるとともに、広域化後においても地域特性に応じた活動を展開することが 地域の消防力強化にも繋がることから、原則、現在の運用を継続することとする。

また、広域化後においてもこれまで同様に消防本部と消防団との緊密な連携を確保するためには、広域化を機に消防本部に広域調整課を、各消防署には消防課を設置し、各消防団との連絡調整等を行う。

#### 《別表(消防団事務の担当所管)》

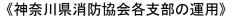
消防団名	現在の担当部局	広域化後の担当課(案)			
小田原市消防団	小田原市消防本部 消防総務課	小田原消防署 消防課			
足柄上地域消防団	足柄上地域 消防団事務所管課	変更なし			

## 《神奈川県消防協会事務の担当所管》

支部名	現在の担当部局	広域化後の担当課(案)
小田原支部	小田原市消防本部 消防総務課	小田原消防署 消防課
南足柄支部	南足柄市役所 防災安全課	変更なし
足柄上支部	足柄消防組合消防本部 警防課	足柄消防署 消防課

#### 《消防団との現状の連絡体制》

Г	<b>市町名</b>	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町
管	<b>管轄消防本部</b> 小田原市消防本部 足柄消防組合消防本部				合消防本部			
消	担当課	消防総務課	防災安全課	総務課	総務安全課 防災安全室	庶務課	総務防災課	環境防災課
消防団事務	団長会議出 席 者	事務局、消防本部管理職以上	事務局 (防災安全課長) 組合課長以上 (オブザーバー)	事務局 (総務課長出席)	事務局	事務局 (庶務課長出席)	事務局	事務局
	連絡部署	通信指令室	組合指令担当	組合指令担当町総務課	組合指令担当 町総務安全課 防 災 安 全 室	組合指令担当町 庶務課	組合指令担当 町総務防災課	組合指令担当 町環境防災課
災害出	方 法	メール(消防)、 電話順次連絡	メール(消防)、 ホットライン (専用線)、防災 行政無線	メール(消防)、 ホットライン (専用線)	メール(消防) 、 ホットライン (専用線) 、防災 行政無線	メール(消防よ り本団・各分団 副分団長以上)、 ホットライン (専用線)	メール(消防) 、 ホットライン (専用線)、防災 行政無線	メール(消防)、 ホットライン (専用線)、行政 防災無線
災害出動等連絡	種 別	建物及び林野 火災、風水害等	建物及び林野 火災、風水害、 行方不明等	建物及び林野 火災、風水害 等	建物火災、そ の他の火災等			風水害等
1714	出動区域	各分団(管!	轄区域毎)	建物火災は全分 団出動、林野火 災及び風水害等 は各分団管轄区 域毎	建物火災(全分団)、その他の火 災等(平地1~ 4分団/丘陵地 5~6分団)	山北、岸、F 松田地区、寄 原、共和地区 清水、三保地 区		各分団(管轄 区域ごと)
茶	連絡部署	消防総務課	防災安全課	総務課	総務安全課 防災安全室	庶務課	総務防災課	環境防災課
水防連絡	方 法	メール、電話	メール、電話	メール、電話	メール、防災 行政無線	メール、電話	メール、電話	行政防災無 線、メール及 び 電 話



支部名	市町村別	管轄消防本部	運用について(事務局、会議時期等)
小田原支部	小田原市	小田原市 消防本部	【組織等】 構成員:小田原市消防団員 事務局:小田原市消防本部 【役員構成】 支部長(消防団長)1名、副支部長(消防副団長)3名、代議員(消防分団長)若干名、会計1名、監事(代議員会で推薦した者)2名 【会議等】 代議員会:毎年1回定例会を開き、その他は分団長会議をもってこれに替える。
南足柄支部	南足柄市	足柄消防組合	【組織等】 構成員:南足柄市消防団員 事務局:南足柄市役所防災安全課 【役員構成】 支部長1名、副支部長3名、監事2名、理事7名 【会議等】 本団・分団長会議時同時実施(年8回)
足柄上支部	中井町 大井町町 松山北 山開町町町町町町町町町町	消防本部	【組織等】 構成員:足柄上郡5町の消防団員 事務局:足柄消防組合消防本部警防課 【役員構成】 支部長1名、副支部長1名、監事1名、代議員2名 【会議等】 代議員等会議(町消防担当者含む)を年3回開催及び総会の計4回の 会議で、予算、事業計画等審議

# 2 関係団体

# (1) 関係団体との連携

# 1 関係団体との連携は小田原市消防本部が継続して行う。

各種関係団体については、これまで、地域に根ざした活動を消防本部と連携し、行ってきた 経緯があるとともに、広域化後においても地域特性に応じた活動を展開することが地域の消防 力強化にも繋がることから、原則、現在の運用を継続することとする。

# 《関係団体一覧》

	団 体 名	事務担当	組織概要	構成員 (団体)	発足 年月	主な年間事業
	小田原市幼年防火 委員会	予防課	市内にある26の幼年消防クラブの運営指導について調査研究し、クラブの健全な育成発展に寄与することを目的とし、火災予防の推進と防火思想の普及啓発活動を行っている。	14 団体	H7. 4	新クラブ員任命式、駅等での 火災予防広報、消防出初式での 演技披露、花火教室、指導者向 け普通救命講習、消防車お絵描 き会及び展示会
小田	小田原市危険物安 全協会	予防課	危険物の貯蔵又は取扱いに係る 管理の向上及び危険物に起因する 災害防止に努め、会員相互の融和 親睦を図ることによって事業の健 全な進行発展と社会公共の福祉の 増進に寄与することを目的として いる。	101 団体	S48. 4	定例総会及び表彰式、危険物 取扱者受験準備講習会、防災講 演会、普通救命講習、視察研修 会、危険物スクランブルトレー ニング、会報の発行
原	小田原市消火器等 普及連絡協議会	予防課	市民に対する消火器等の適正な 普及・推進活動を行っている。	6 団体	S5. 4	会議、消火器等の普及事業、 各団体間の情報交換
市	西湘地区雑居ビル 防火安全対策連絡 協議会	予防課	雑居ビルにおける防火安全及び 危害防止の確保に関し、関係行政 機関相互の緊密な連携及び連絡調 整を図っている。	7 団体	H21. 4	関係行政機関相互の情報交 換及び業務協力、関係行政機関 合同立入検査
	小田原市災害時消 防支援隊	消防総務課	地震等の大規模災害発生時に本 市の区域内における消防活動の支 援活動を行う。	消防職員退職者	H12. 4	年1回の総会、市総合防災訓 練への参加
	小田原市災害時消 防団支援隊 消防総務課		市内に震度5強以上の地震が発生し市内全域に被害が拡大した場合消防団の後方支援及び情報収集を行う。	消防団員 退職者	H19. 12	年1回の総会、市総合防災訓 練への参加



ŀ	団 体 名	事務担当	組織概要	構成員 (団体)	発足 年月	関係 市町	主な年間事業	
	あしがら防火安 全協会	予防課	管内危険物保有事業所・防火対象 物事業所による防災組織	276 事業所	H16. 4	1市5町	総会、消火技術競技大会、視 察研修会	
足	南足柄市女性防 火委員会	予防課	南足柄在住女性による防火啓発活動 組織	一般女 性 9 名			火災予防運動期間中における 1 人暮らし老人宅訪問による防 火指導	
柄	南足柄市少年消 防クラブ	予防課	市内小学4~6年生による防火啓発活 動組織	48 名	H49. 9	南足柄市	少年少女消防教育(県消防学 校)、消防出初式参加	
消防組合	南足柄市幼年消 防クラブ	予防課	市内保育園 4・幼稚園 1 による防火啓 発活動組織	662 名			火災予防運動期間中における 防火法被着用による登園、消防 出初式参加	
	幼年消防クラブ (開成町内保育園)	予防課	防火啓発活動	114名	H4. 9	開成町	火災予防運動期間中における 防火法被着用による登園、消防 出初式参加	
	足柄上地区雑居 ビル防火安全対 策連絡協議会	予防課	雑居ビルにおける防火安全及び危害防止の確保に関し、関係行政機関相互の緊密な連携及び連絡調整を図っている。	5 団体	H15. 9	南足柄市 上郡5町	関係行政機関相互の情報交換 及び業務協力、関係行政機関合 同立入検査	

### 3 防災・国民保護担当部局

### (1) 防災・国民保護担当部局との連携

- 1 2市5町の防災・国民保護担当部局(以下「各市町担当部局」という。)との連携は、原則、現在の運用を継続するとともに、広域化を機に次の運用を行う。
  - ・大規模災害等が発生した場合、消防本部(消防署)から各市町災害対策本部に職員を派遣し、災害対策本部との連携体制を確保する。
  - ・各市町担当部局に消防本部の情報通信機器端末を設置し、災害情報等の共有化及び連携 体制の強化を図る。

災害対策において、消防本部と市町担当部局との連携確保は極めて重要であり、現状においても緊密な連携を図っているとともに、広域化により無用な混乱を生じさせることがあってはならないことから、原則、現在の運用を継続することとする。

そのための具体の方策として、大規模災害等が発生した場合には、消防本部と各市町災害対策本部との連携を確保するため、消防本部(消防署)から各市町災害対策本部へ、管内の情勢を熟知している職員(年度当初に併任辞令を受けた職員等)を派遣し、災害対応及び消防本部との連携体制の強化を図るほか、災害発生状況及び対応状況等の情報を共有するため、消防本部の情報通信機器端末を各市町担当部局に設置することとする。

なお、国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)に基づく首長の避難住民に対する誘導等の対応は、同法第62条第5項に基づき対応することとなる。

### 《現状の連絡体制》

	市町村	平常時(火災等の災害連絡を含む)			災害対策本部設置時(災害等の連絡)					
管 轄 消防本部		連絡対応部署		sale mail along a . ~	連絡対応部署		volume Laboration	消防本部から		人事交流
		消防本部	市町	消防本部から の連絡手法等	消防本部	市町	消防本部からの連絡手法等	災害対策本部 への派遣職員 (連絡員)	定例会議	(異動等)
小田原市 消防本部	小田原市	指令係	防災対策課 秘書室	災害発生連絡 (電話、携帯メ ール)、災害速 報をメール配信	警備本部 (指令係)	防災対策課	電話連絡、警備本部システム	本部から1名 (事前に指定)	_	消防本部から防 災部へ 2 名異動 (平成 23 年度)
	南足柄市	指令室	防災安全課	···· 災害発生連絡 (電話、携帯メ ··· ール)	指令室	防災安全課	電話連絡	本部、署から 各1名 (事前に指定)	本団分団長会議時 (年8回)	1 市 5 町から消防 本部へ 1 名異動
	中井町		総務課			総務課			足柄上支部代議員 等会議 (年3回程度)	
足柄消防 組 合	大井町		総務安全課 防災安全室			総務安全課 防災安全室				
	松田町		庶務課			庶務課				
	山北町		総務防災課			総務防災課				
	開成町		環境防災課			環境防災課				